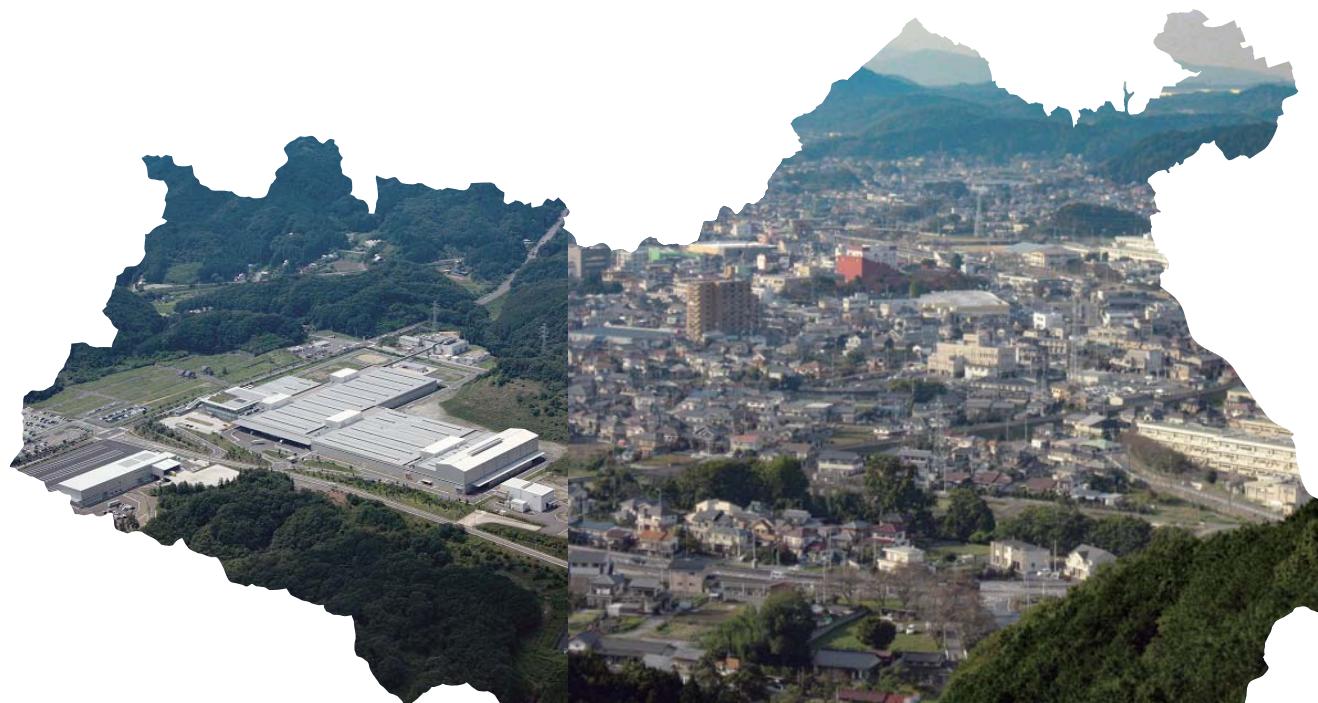


小川町第4次国土利用計画



平成 28 年 3 月



小川町

はじめに

小川町は、都心から約 60 km圏という立地に恵まれ、美しい山々に囲まれた緑豊かな自然や先人から受け継がれてきた歴史文化、世界に誇る伝統産業が生き続ける町です。町では、平成 4 年に「小川町国土利用計画」を策定以来、平成 18 年に小川町第 3 次国土利用計画を策定し、小川町第 4 次総合振興計画の将来像「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」を共通の目標に、健康で文化的な生活環境を育み魅力あるまちづくりに取り組んでまいりました。

これまで国土利用計画は、限りある国土を有効利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきました。こうした役割は今後も一定程度必要になるものの、人口が減少し続ける状況下においては国土利用の質的向上を図る側面がより重要になっており、国土利用計画の役割は大きな転換点を迎えていきます。このような中、平成 27 年度には、国の国土利用計画の改定が行われました。

本町には、小川盆地と周囲の山々を水源として町に潤いを与えていたる棚川などの河川、この清らかな水の恩恵を受けて広がる田園風景など古くから変わらない風景が今も大切に残されています。一方で、低未利用地などの管理への課題が顕著となっていることから、私たちには、先人たちから受け継いだこれらの豊かな土地や景観を将来へと引き継いでいく責務があります。

このたび、国及び県の国土利用計画を基本に、平成 37 年度を目標とした「小川町第 4 次国土利用計画」を策定しました。この計画は、小川町第 5 次総合振興計画の将来像である「自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち おがわ」を目標に、調和と均衡のとれた、安全・安心な町土の構築を総合的かつ計画的に進めていくことを目指します。

本計画の策定にあたりご協力をいただきました皆様に深く感謝申し上げるとともに、今後とも、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

小川町長

松本恒夫

目 次

前 文	1
第1章 町土の利用に関する基本構想	2
1 町土利用の基本理念	2
2 町土利用の現状と課題	2
(1) 農用地	2
(2) 森林	2
(3) 水面・河川・水路	3
(4) 道路	3
(5) 宅地	4
(6) その他	4
(7) 市街地	5
3 町土利用の基本方針	6
(1) 基本的条件の変化	6
(2) 町土利用に関する課題	7
(3) 町土利用の基本方針	8
4 利用区分別の町土利用の基本方向	9
(1) 農用地	9
(2) 森林	9
(3) 水面・河川・水路	9
(4) 道路	10
(5) 宅地	10
(6) その他	11
(7) 市街地	12
第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模及びその地域別の概要	13
1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模	13
2 地域別の町土利用の概要と基本方向	14
(1) 地域区分	14
(2) 地域別の町土利用の概要と基本方向	15
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	22
1 土地利用に関する法律等の適切な運用	22
2 地域整備施策の推進	22
3 町土利用に係る環境の保全及び安全性の確保	22

(1) 環境の保全	22
(2) 安全性の確保	23
4 土地利用転換の適正化	23
(1) 農用地	23
(2) 森林	23
(3) 大規模な土地利用	23
5 土地の有効利用の促進	24
(1) 農用地	24
(2) 森林	24
(3) 水面・河川・水路	24
(4) 道路	24
(5) 宅地	24
(6) その他	25
6 町土に関する調査の推進と情報の普及	25

この計画は、国土利用計画法施行令第1条に掲げる区分により構成しています。

前文

この計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づくとともに、土地基本法の理念を踏まえ、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保するため、小川町の区域における国土(以下、「町土」という。)の利用に関する基本的事項について定めるものであり、本町の土地利用に関する計画の基本となるものです。

この国土利用計画は、第4次埼玉県国土利用計画(平成32年目標)を基本とし、小川町第5次総合振興計画との整合を図りつつ定めるものです。

なお、この計画は、今後の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

国土利用計画法第8条第1項

市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

第1章 町土の利用に関する基本構想

1 町土利用の基本理念

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であり、町民の生活及び社会経済活動の共通の基盤となっています。町民の健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性を活かした発展に努めながら、小川町が目指す将来像「自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち おがわ」を実現するため、総合的かつ計画的に行うものとします。

2 町土利用の現状と課題

本町の面積は、6,036haでそのうち森林が3,345ha(55.4%)で町土の過半数を占め、農用地が662ha (11.0%) で、自然的土地利用が約3分の2であり、豊かな自然環境の源となっています。なお、宅地は564ha (9.3%) となっています。

(1) 農用地

農用地は、662ha (11.0%) で、食料の供給をはじめとした多面的機能の発揮など土地利用上重要な役割を担っています。

しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農用地の維持管理が困難な状況になっています。平成23年の耕地面積調査では農地が686ha、平成23年の農地法に基づく利用状況調査では遊休農地が104haで、農用地の利用権設定などの有効利用が課題となっています。

また、遊休農地の発生の主な要因としては、「高齢化・労働力不足」や「地域内に引き受け手がない」があげられており、地域での耕作者の減少の影響が大きいといえます。

農業に関わる労働力不足が顕在化する中で、農道や用排水路など生産基盤の整備に加え、新たに農業に取り組む担い手を支援するなどの取組も求められます。

(2) 森林

森林は、3,345ha (55.4%) で、本町の土地利用の過半数を占めています。国有林はなくすべて民有林となっています。民有林については、県有林が19ha、町有林が24haであり、3,302haが私有林です。しかし、林業を行っている経営体は36戸で、保有する山林は330haと全体の約1割です。なお、保安林が151ha、県立自然公園普通地域が1,235ha指定されています。

小川町森林整備計画では、私有林のうち58.1%は人工林であり、優良材の生産とともに、森林の有する公益的機能を発揮するためには、下刈、枝打、除間伐等の保

育作業が必要です。

本町の森林面積は徐々に減少していますが、森林が有する水源かん養や山地災害防止・土壤保全、快適環境形成、保健・文化などの機能を活かすため、計画的な森林整備を推進するとともに、優れた資源環境の保全に努める必要があります。

特に、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、自然環境や景観の悪化、鳥獣被害の深刻化、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失が懸念されます。そのため、地域の文化や持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に活用していくことが課題となっています。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路は、62ha(1.0%)となっています。水面が21ha(0.3%)、河川が25ha(0.4%)、水路が16ha(0.3%)となっています。

本町の地形的な特徴から、多くのため池が分布し、主に農業用水として利用されています。

河川は、小川盆地を西から東に櫻川が流れ、兜川が北西から盆地の中央に流れ、櫻川に合流しています。また、本町の北東部を市野川が流れています。

河川については、関係機関との連携を図りながら、治水対策の促進とともに、公共用水域の機能維持と快適な生活環境づくりに努める必要があります。

また、近年身近な自然としての河川・水路の重要性が認識されつつあることから、良好な河川景観の形成や親水空間の確保を目指すとともに、散策などによる町民の利用促進に努める必要があります。

(4) 道路

道路の面積は、279ha(4.6%)で、国・県・町道をあわせた一般道路の総延長は635.9kmとなっています。

本町の道路は、東西方向の国道254号バイパスと国道254号を中心に、県道7路線などからなっています。また、隣接する嵐山町に関越自動車道の嵐山小川インターチェンジが設置され、国道254号バイパスからのアクセス道路が整備されました。現在、国道254号バイパスから分岐する一般県道などの整備が進められています。

道路は、本町の経済活動の根幹をなす社会資本であることから、幹線道路については、都市計画道路環状1号線をはじめとして整備を促進する必要があります。

生活道路については、適正な維持管理はもとより、狭い道路の解消に努める必要があります。

また、景観整備や歩道の段差をなくすバリアフリー化などにも配慮しつつ、遊歩道など快適な移動空間の確立と歩行者の安全性を満たした道路整備を推進する必

要があります。

(5) 宅地

宅地面積は、564ha(9.3%)で、住宅地が421ha(7.0%)、工業用地が26ha(0.4%)、その他の宅地が116ha (1.9%) となっています。

住宅地

住宅地は、421ha (7.0%) を占めています。

本町は、都心への通勤圏にある緑豊かな都市として、良好な住宅地の供給を促進してきたため、住宅地の面積は大きく増加してきました。

既存の住宅地については、良好な住環境の整備と保全に努める必要があります。

工業用地

工業用地は、26ha (0.4%) で、近年は横ばい傾向にあります。

本町の工業は、製造業等の中小企業が市街地内に分散し、住宅などとともに立地しているため、住環境との共存を図る必要があります。

また、ひばり台にはホンダ小川エンジン工場などが稼働し、隣接する地域にもホンダ寄居完成車工場が稼働しており、関連企業の立地需要への対応も課題となっています。さらに、企業誘致による就業機会の確保のためにも、新たな工業用地の供給が求められています。

その他の宅地

その他の宅地は、116ha (1.9%) です。このうち、商業・業務用地については、小川町駅周辺を中心商業地として位置づけ、機能の向上と、新たに国道254号バイパス沿道等への機能の集積を図る必要があります。

(6) その他

その他については、1,131ha (18.7%) です。

公園や緑地は、身近な自然とのふれあいの場として、また、スポーツ・レクリエーションの場として、ゆとりとうるおいのある生活に欠くことのできない都市施設です。また、近年では都市におけるオープンスペースとして、快適な景観の創出はもとより、防災対策の上でもその重要性が高まっています。

このため、緑豊かな本町の特色を活かした公園づくりや町民参加による地域に密着した身近な公園づくりを推進していく必要があります。

一方、文教施設、福祉施設、環境衛生施設などの公用・公共用施設用地については、施設の維持管理が課題となっており、その有効利用の検討が必要となっています。

す。

未利用の町有地についても、その処分を含めて有効利用に努める必要があります。

(7) 市街地

市街地（人口集中地区）については、200haで、市街化区域面積553.4haの36.1%を占め、人口は8,045人、人口集中地区の人口密度は40.2人/haです。

小川町駅を中心とした地域が人口集中地区となっています。昭和35年に40haであった人口集中地区は、その後拡大し昭和55年に210ha、昭和60年に230haとなりましたが、近年では横ばいで推移しています。また、人口密度が減少傾向にあることから、市街地における人口の空洞化が進んでいるとみられます。

3 町土利用の基本方針

(1) 基本的条件の変化

本計画では、以下のような基本的条件の変化を考慮します。

人口・社会的条件の変化への対応

本町の人口は、東小川、みどりが丘団地などへの社会増により増加してきましたが、平成7(1995)年国勢調査の37,822人をピークに減少傾向に転じ、平成22(2010)年現在では32,913人となっています。

さらに、近年の合計特殊出生率（平成20(2008)～24(2012)年の平均）も0.91と低い状態が続いていることから、長期的にも減少傾向が続くものと想定されます。

町では、人口ビジョンを策定するとともに、人口減少の抑制に向けて、企業誘致や結婚・出産・子育て環境の充実等の地方創生のための総合戦略を策定し、人口減少の抑制に向けた取組を推進することとしています。

本町の土地利用については、人口減少や空き家の増加、遊休農地の増加といった現状を踏まえると、中心市街地の空洞化や低未利用地の発生、有効な土地利用の低下、さらに、地域コミュニティの衰退が懸念されています。

また、本町の高齢化率は10年後の平成37(2025)年には40%を超えることが見込まれており、人口減少によって身近な商店街の衰退などにより、高齢者の生活へ大きな影響を与えるおそれがあります。

一方、町内及び隣接地への自動車産業の立地、嵐山小川インターチェンジへのアクセスの改善、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の県内開通により、産業適地としての優位性が高まっていることから新たな工業用地の需要が見込まれます。

こうした状況の変化は、本町全体としての土地利用転換のニーズは弱まるものの、一部では都市的土地利用の需要が見込まれます。このため、土地需要の調整や効率的な土地利用の観点から町土の有効利用が必要です。

環境や景観への配慮

エネルギーや環境問題への関心が高まる中、本町には、良好な町並みや里地里山の景観、身近な自然とのふれあいを求める人が多く訪れています。歴史的町並みや美しい農山村の景観は、人の営みがあって始めて維持されるものです。

本町では、地域の環境を守るため、多くの団体が地域の清掃活動や環境保全に取り組んでいますが、人口減少や間伐等の手入れが不十分な森林、遊休農地の増加などの課題があります。

そのため、今後とも多様な主体の参画による、町並み保全・再生や里地里山の農村景観、周辺を取り囲む山並み景観の保全など、本町固有の資源の保全に努める必要があります。

また、土地利用の転換については、元の土地利用に戻すことが困難であることや、新たな土地利用が地域社会に及ぼす影響、さらには開発が自然の生態系に及ぼす影響などに十分配慮し、自然と共生し、環境への負荷の軽減に努める必要があります。

安全なまちづくりと町民サービスの維持・向上への配慮

平成23（2011）年3月の東北地方太平洋沖地震は、広域的に甚大な被害をもたらすとともに、その影響は被災地域ばかりでなく多方面に及ぶことを示しました。

また、近年は台風やゲリラ豪雨による浸水被害や土砂災害等も発生しており、今後想定される災害に備え、対策が求められています。

本町は、災害の少ない安全な地域とされてきましたが、急傾斜地と渓流が多く、251か所の土砂災害警戒区域があることを踏まえた土地利用に努めます。

また、高度成長期以降に集中的に整備してきた道路・橋りょう、上下水道、文教施設等のインフラの老朽化が進行しており、維持管理・更新費の増大が見込まれています。今後は予防保全的対策とともに、コンパクトかつ利便性が確保された土地利用が求められます。

(2) 町土利用に関する課題

町土利用を巡る基本的条件の変化を踏まえ、今後の課題を次のとおりとします。

町土の有効利用

限られた資源である町土の利用であることを前提として、低未利用地の再生など土地の有効利用を図ること。

町土の魅力向上

土地利用転換のニーズが低下している状況を契機ととらえ、自然環境や優良農地の保全、歴史的・文化的資源の活用などにより、町土の魅力向上を図ること。

安全でコンパクトな土地利用

多発する集中豪雨や大規模地震などに対する防災意識の高まりを踏まえ、「減災」の視点から、町土の適切な利用を進めること及び利便性を確保したコンパクトな土地利用を進めること。

(3) 町土利用の基本方針

町土の有効利用

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であることから計画的かつ有効に町土利用を図ります。また、土地利用ニーズが低下し、低未利用地が増加することが懸念されることから、適正な土地利用への誘導策を講じます。

農用地及び森林については、農林業の生産の場としての役割とともに、うるおいのある自然空間や環境教育の場としての役割にも配慮しつつ、適正な保全と遊休農地等の再生を進めます。

住宅地については、未利用地の活用や空き家の有効利用を促進するとともに、市街地の再生を進め、コンパクトな市街地形成に努めます。

工業用地などの需要に対しては、計画的開発を基本として、適正に産業基盤等を誘導します。

その他の宅地の中で、商業用地については、商業・医療・行政施設等の多様な機能が集積する小川町駅周辺に、複合市街地の形成を誘導します。また、公共交通軸沿線においては、日常生活の利便性向上に資する商業・医療・福祉等の施設や事務所などの立地誘導を図り、魅力ある沿道空間の形成を図ります。

魅力を向上する町土利用の推進

自然環境と調和した農村景観など美しい里地里山の環境が残る地域については、人と自然のふれあいの場、交流の場として活用します。また、和紙や酒蔵等の小川町の伝統的産業資源や、埼玉伝統工芸会館等の観光資源、槻川や仙元山等の自然資源が集積する区域については、多くの町民及び観光客が訪れ、賑わう観光・交流の拠点形成を図り、町土の魅力向上と憩いと交流の空間形成に努めます。

安全でコンパクトな土地利用

安全・安心なまちづくりの観点から、どこでも起こりうる集中豪雨や大規模地震などによる被害の発生を防ぐだけでなく、被害を軽減する「減災」の考え方に基づく的確で迅速な避難ができる町土の適切な利用を進めます。

そのため、災害リスクの少ない地域での土地利用を誘導するとともに、市街地についても公園・広場等のオープンスペースの確保を図ります。また、農用地がもつ保水機能や森林が持つ町土保全機能を活かしつつ、河川・水路などの管理施設の総合的管理を促進します。

文教施設、福祉施設、環境衛生施設などの公用・公共用施設用地は、適切な維持管理と有効利用を図ります。

4 利用区分別の町土利用の基本方向

(1) 農用地

農用地は、農産物生産活動を通じて、町民の食生活を支える食料供給、生活環境における緑地、保水及び遊水、災害時の避難場所などの機能といった多面的機能を有する重要な役割を担っています。

そのため、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」という。）に基づく農業振興地域整備計画の適切な運用に努め、農業振興地域内の一団の優良農地などを農用地区域として、その保全に努めます。

また、町では、安全・安心な食材を提供することをめざして、新鮮な野菜や果物を安定して供給できるよう農用地の有効活用を進めます。

さらに、農道や用排水路など農業生産基盤の充実、適正な維持管理に努めつつ、農業の6次産業化をめざした農産物加工の推進や販路の拡大による収益性の向上を支援することで、新たな遊休農地の発生を抑制するとともに、再生利用を促進します。

(2) 森林

森林については、林産物の供給、町土の保全、水資源のかん養、大気の浄化等の多面的機能を総合的に發揮する持続可能な森林経営の確立に向け、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。特に、堂平山とその周辺の県立長瀬玉淀自然公園に指定されている地域については、優れた自然の風景を保護するとともに、自然とのふれあいの場としての保全を図ります。

仙元山から下里地域、槻川周辺地域については、自然を活かした観光ゾーンとして活用を図ります。

また、その他の森林についても、里地里山の景観をはじめとして町土にうるおいを与えてくれるものであり、本町の風土を象徴する要素として重要な存在となっていることから、その保全に努めます。

なお、レクリエーション施設など都市的土地区画整理事業への転換については、自然環境の保全、災害防止の観点から、自然との調和を図りながら行うものとします。

(3) 水面・河川・水路

水環境は、森林などの緑環境とともに本町を象徴する環境であり、かつ武蔵の小京都としての風格を醸し出すとともに、和紙のふるさととしての環境を構成する重要な要素となっています。

水面、河川、水路については、自然環境及び水質の保全並びに災害の防止などの観点からその用地の確保を図ります。

水面については、農業用水として貴重な水源であるため池が数多く分布しており、

本町の特徴的な景観をつくりだしています。そのため、今後とも農業用水としての機能を高めるとともに、親水空間としての活用を図ります。

河川については、町民の安全で快適な生活を確保するために、国や県などの関係機関へ働きかけ、景観への配慮とともに多自然川づくりを基本として計画的な治水対策を促進します。特に、市街地を流れる槻川や兜川は、市街地の整備にあわせて、河川敷を人のための安全な道として重視し、遊歩道などの整備を積極的に推進し、自然と共生した親水空間の土地利用を進めます。

水路については、農業用水や雨水排水路として整備を図ります。

(4) 道路

道路は、町民の生活及び生産活動にとって重要な基盤であり、本町の都市構造の骨格を形成するため、幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網の形成を図ります。

広域的な道路ネットワーク化を形成するため、関越自動車道の嵐山小川インターチェンジへのアクセス道路の市街地までの延伸整備を検討するとともに、都市計画道路環状1号線の早期整備を促進します。さらに、国道254号バイパスから分岐する一般県道の整備を促進します。本町と周辺町村とを結ぶ機能を担う国道254号や主要地方道及び一般県道については、快適な移動空間の確立と歩行者の安全性を満たした道路整備などを関係機関に要請していきます。

その他の町道については、ネットワーク化を進めるため、幹線町道の整備を推進するとともに、町民の日常生活を支える生活道路の整備に努めます。

農道については、計画的な整備を行い、農用地の高度利用と農業の生産性の向上を図ります。

林道（森林管理道）については、林業の生産性の向上及び森林の適正な管理を行うため、必要な用地を確保し、その整備を図ります。

なお、道路の整備にあたっては、安全で快適な道路環境を実現するため、バリアフリーの考え方を取り入れるとともに、景観に配慮します。

(5) 宅地

住宅地

市街化区域で、土地区画整理事業や民間による市街地開発事業が実施されたことにより、都市基盤が整備され、良好な住環境を有している住宅地については、道路、公園などの施設について、適切な維持管理による長寿命化を図り、引き続き安全で緑豊かな住環境形成に努めます。

面整備が完了した地区については、地区計画制度により良好な住宅地としての水

準を維持していきます。

都市基盤の未整備な地区については、道路や公園等の必要な都市基盤整備を推進し、安全で良好な住宅地の形成を図ります。

準工業地域を中心としたエリアでは、工場の操業環境と住環境の双方に配慮した住工共存型の土地利用の形成を図ります。

一団の農村集落が存在する区域では、必要な生活基盤の整備により良好な集落環境の形成を図ります。

工業用地

既存の工業用地については、町土の均衡ある発展と産業構造の高度化を図るため、周辺環境に配慮しつつ、良好な操業環境の維持を図ります。

本町の活力を高め、雇用創出にもつながる新たな工業・流通系土地利用の形成を検討し、優良企業の誘致に必要な用地の確保に努めます。

その他の宅地

商業・医療・行政施設等の多様な機能が集積する小川町駅周辺については、南口の再整備、北口整備など活性化に向けた取組を総合的に推進し、本町の中心地としてふさわしい、複合市街地の形成を目指します。

また、主要な幹線道路の沿道は、自動車利用に対応した日常生活の利便性向上に資する施設などの立地誘導を図ります。

(6) その他

ア 公用・公共的施設用地

公園緑地については、都市計画マスタープランを基本としながら、既存の公園緑地の適切な保全に努め、地域の特性を活かした公園づくりを推進します。

また、市街地内においては、本町の魅力及び暮らしの質向上に向けて、町民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、公園やオープンスペース等の整備を推進します。

文教施設、福祉施設、環境衛生施設などの公用・公共用施設用地については、利用状況や機能の見直しを勘案しつつ、施設の再配置を含めた有効利用を検討するとともに、教育・研究機関等の立地誘導を進め、引き続き文教地域の形成を目指します。

鉄道用地については、東武東上線の複線化やJR八高線の電化を促進します。

イ レクリエーション用地

和紙や酒蔵等の小川町の伝統的産業資源や、埼玉伝統工芸会館等の観光資源、櫻

川や仙元山等の自然資源が集積する区域は、多くの町民及び観光客が訪れ、賑わう観光・交流の拠点形成を図ります。

また、ゴルフ場や総合運動場として利用されている区域は、町民の身近なレクリエーションの場となる交流空間としての利用促進を図るとともに、周辺の自然環境との調和に努めます。

ウ 低未利用地等

人口減少に伴い発生した住宅跡地などの低未利用地については、周辺環境に配慮した有効利用を図ります。

また、遊休農地については、発生防止・解消のため、利用権設定の促進や農用地利用の集積に関する事業等を活用し、認定農業者等への農用地の集積・集約化を促進するとともに、新規就農者の農用地確保等により農用地の利用・再生を図ります。

(7) 市街地

市街地のうち、小川町駅周辺地域は、商業・医療・行政施設等の多様な機能が集積する条件を活かしたまちなか居住、空き店舗、低未利用地の有効活用など、活性化に向けた取組を総合的に推進し、複合市街地として整備を促進します。

また、既存市街化区域内の低未利用地についても、有効利用を図り、住宅地として緑環境や都市景観に配慮した良好な居住環境の形成に努めます。

小川町駅北側地域をはじめとした新市街地の整備については、地元住民の意向醸成を図りながら、計画的に良好な環境の形成に努めます。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模及びその地域別の概要

1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模

(1) 目標年次は平成 37 年、基準年次は平成 26 年です。

(2) 本町の人口については、小川町第 5 次総合振興計画に示すとおり近年の動向から平成 37 (2025) 年には 27,200 人程度にまで減少すると想定されます。

(3) 町土の利用区分ごとの規模は、町土利用の現況と推移に基づき、これまでの動向を前提として推計し、次表のとおり定めます。

町土の利用目的に応じた区分ごとの規模

(単位 : ha, %)

利用区分	平成 25 年	平成 26 年 (基準年)		平成 32 年 (中間年次)		平成 37 年 (目標年次)		増減 (平成 37-26 年)
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	
農用地	668	662	11.0	651	10.8	642	10.6	20
農地	668	662	11.0	651	10.8	642	10.6	20
採草放牧地	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
森林	3,345	3,345	55.4	3,341	55.3	3,337	55.3	8
原野	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
水面・河川・水路	62	62	1.0	62	1.0	61	1.0	1
水面	21	21	0.3	21	0.3	21	0.3	0
河川	25	25	0.4	25	0.4	25	0.4	0
水路	16	16	0.3	15	0.3	15	0.2	1
道路	277	279	4.6	279	4.6	279	4.6	1
宅地	561	564	9.3	598	9.9	599	9.9	35
住宅地	419	421	7.0	443	7.3	434	7.2	13
工業用地	26	42	0.7	45	0.7	48	0.8	7
その他の宅地	116	102	1.7	110	1.8	117	1.9	15
その他	1,131	1,124	18.6	1,106	18.3	1,118	18.5	6
合計	6,045	6,036	100.0	6,036	100.0	6,036	100.0	0
市街地	-	200	3.3	195	3.2	190	3.1	10

注 1 : 合計については、国土地理院が公表した「全国市区町村別面積調」による。利用区分別の面積は小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(平成 26 年度に見直しが行われたため、平成 25 年度までの 6,045ha から 6,036ha とした。)

注 2 : 平成 26 年の「工業用地」は、推計による。「その他宅地」についても、「宅地」から「住宅地」と「工業用地」を差し引いていたため推計値となる。また、「その他」についても、合計から「農地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」を差し引いていたため推計値である。

注 3 : その他には、公園、文教施設、福祉施設、環境衛生施設などの公用・公共用施設用地、ゴルフ場、鉄軌道用地などが含まれる。

注 4 : 平成 26 年の市街地は、平成 22 年の国勢調査による面積である。

2 地域別の町土利用の概要と基本方向

(1) 地域区分

地域区分については、自然的、社会的諸条件を考慮して、次の4地域に区分します。

地域区分	大字名
小川地域	小川、大塚、下里、角山、みどりが丘、青山(一部)
大河地域	腰越、青山(一部)、上古寺、下古寺、増尾、飯田
竹沢地域	原川、笠原、鞠負、木部、勝呂、木呂子、ひばり台
八和田地域	上横田、下横田、中爪、奈良梨、能増、鷹巣、高見、高谷、伊勢根、西古里、東小川

地域区分図



(2) 地域別の町土利用の概要と基本方向

地域別の土地利用に当たっては、「町土利用の基本方針」を踏まえ、地域の特性に応じた持続可能な地域形成を実現するための土地利用を図ります。その際、各地域間の役割分担と連携・交流を促進し、活力ある土地利用を効果的に実現できるよう配慮します。

小川地域

< 現況と課題 >

小川地域は、小川町駅周辺の中心市街地、丘陵地、農業地域からなります。

本地域は、東武東上線、JR八高線、バス路線のターミナルとしての機能や、商業機能、業務機能が集まる本町の中心地域としての役割を担っています。

商業については、郊外型大型店の立地などにより、中心市街地からの消費の流出が進み活力が低下していることから、空き店舗対策や低未利用地の有効活用などによる地域の活性化が課題となっています。

また、武蔵の小京都としての歴史的なたたずまいや槻川等の良好なイメージ、さらには、仙元山見晴らしの丘公園など自然を活かしながら、埼玉伝統工芸会館を中心とした環境整備が課題となっています。

交通については、東武東上線、JR八高線、路線バス、国道254号などが広域的な移動手段となっており、鉄道やバスについては東武東上線の複線化を含めた輸送力の増強が、道路については、都市計画道路など幹線道路の整備が課題となっています。

丘陵地域及び農業地域については、その保全・活用が課題となっています。

< 土地利用の方向 >

本地域は、中心市街地として、古い街並みを活かした、風格のあるまちづくりを進めるとともに、商業・業務機能などの生活文化機能を有した、活力とにぎわいのある地域として整備を推進します。

道路については、都市計画道路などの整備を推進し、市街地の交通渋滞の解消を図るほか、地域内を連絡する道路ネットワークの形成に努めます。

住宅地については、基盤整備が完了している地区では環境保全を図り、未整備の地区では基盤整備を推進するなど良好な住環境の形成を図ります。

森林や農用地については、その保全・活用を図るとともに、里地里山としての環境保全や観光資源としての活用、さらに都市環境と調和ある発展を目指します。

ア 農用地

農用地については、その保全に努めます。市街化区域内の農地については、秩序

ある土地利用を図ります。

イ 森林

森林については、森林の持つ公益的機能だけでなく、人にうるおいを与える里地里山の景観として保全を図ります。

ウ 水面・河川・水路

水面については、農業用水源であるため池の保全に努めます。また、槻川、兜川については、水辺の環境保全に努めるとともに、市街地におけるうるおいある親水空間として活用を図ります。

農業用排水路については、農業生産基盤として維持管理に努めます。

エ 道路

駅前広場や駅前通り等については、本町の玄関口として、バリアフリー基本構想等に基づき、安全で快適な通行空間の確保に向けて歩道や街路樹等の整備を推進します。また、都市の骨格形成と市街地の通過交通減少といった地域の交通環境の改善を図るため、都市計画道路環状1号線等の整備を促進します。さらに、県道の整備を促進します。

住宅地内の生活道路については、維持管理の徹底を図るとともに、生活環境の改善、交通の安全性・効率性に配慮し、計画的な整備に努めます。

オ 宅地

既存市街地の住環境の向上を図るため、道路・公園等の都市施設の整備などを図ります。面整備が完了した地区については、良好な環境を保全するため、地区計画制度などの活用を図るとともに、低未利用地の活用を促進します。

商業・業務用地については、小川町駅周辺をまちなか複合市街地として機能の集積を図ります。

小川町駅北側地域については、都市基盤整備事業を推進し、秩序ある都市的土地利用の促進を図ります。

集落地域については、自然環境を保全しながら生活環境の改善に努めます。

カ その他

小川町駅周辺を中心拠点に位置づけ、商業・医療・行政サービス機能の維持や暮らしを高められる都市機能の集積、まちなか居住の促進、観光PR拠点としての強化を図ります。また、下小川・下里地区及びみどりが丘を地区拠点に位置づけ、本地域のさまざまな活動拠点とします。

市街地においては、槻川流域の都市再生整備事業により整備した桟本親水公園など身近な親水空間を拠点として活用しながら、身近な公園の整備を推進します。

また、仙元山をはじめとした山林や丘陵、槻川や兜川の河川等の自然環境、和紙のふるさととしての歴史的文化など観光資源として活用に努めます。

さらに、「下里・青山板碑製作遺跡」の保存・活用を推進します。

キ 市街地

小川町駅周辺の既成市街地は、まちなか複合市街地としての整備を推進するとともに、その周辺は住宅地として、緑環境や都市景観に配慮した良好な住環境の形成を図ります。

大河地域

<現況と課題>

大河地域は、地域の中央を西から東に槻川が流れ、槻川の支流の館川などが丘陵部を流れています。地域の形態は、主要地方道熊谷小川秩父線沿いの一部が市街化区域となっていますが、大半は山林でありその間に農地と集落が存在しています。山林の一部については、県立長瀬玉淀自然公園に含まれています。

農用地と農業集落は、森林と一体となって、良好な里地里山の景観を形成しており、農業の振興とともに、その保全が求められています。

交通については、主要地方道熊谷小川秩父線が骨格となっており、中心部と連絡する幹線道路であることから、計画的な整備が求められています。また、都市計画道路環状1号線や県道赤浜小川線などの整備推進が課題となっています。

また、一部には土砂災害警戒区域等防災上の危険性があるエリアに住民が居住していることから安全性の高い地域への居住が課題です。

<土地利用の方向>

本地域は一部が市街化区域となっていますが、大半が市街化調整区域であり、森林の保全と農用地、農業集落からなるふるさと環境の保全を図るとともに、本町の骨格となる都市計画道路環状1号線の整備を促進します。

ア 農用地

地理的特性を活かした農業生産の場として、農地の保全を図ります。

イ 森林

県立自然公園に指定されている森林については、保全を図りながら館川ダム周辺をはじめ憩いの場などとして活用を図ります。また、林道等の生産基盤の整備など

により、林業の活性化を図ります。

ウ 水面・河川・水路

水面については、農業用水源であるため池の保全を図ります。河川については、パトリアおがわを拠点に、櫻川周辺を観光・交流ゾーンとして有効活用を図ります。水路については雨水排水路として保全に努めるとともに、農業用用排水路については、適正な維持管理に努めます。

エ 道路

主要地方道熊谷小川秩父線を骨格として、地域をネットワークする生活道路網の整備を推進します。また、都市計画道路環状1号線の整備を促進します。

オ 宅地

県道沿いに広がる住宅を中心とした市街地については、工場の操業環境と住環境の双方に配慮した住工共存型の土地利用に努めるとともに、集落地域については、自然地形に配慮しながら生活道路などの整備を進め、生活環境の向上を図ります。

カ その他

市街化区域と集落地域にそれぞれ地区拠点を位置づけ、本地域のさまざまな活動拠点とします。また、公園などの整備を推進するとともに、維持管理の充実に努めます。

また、腰越城跡については、保全を図ります。

キ 市街地

県道沿いに広がる市街地については、住工共存地として工場の操業環境や住環境の双方に配慮した環境整備を推進します。

竹沢地域

<現況と課題>

竹沢地域は、地域の中央を西から東へ兜川が流れ、並行して国道254号、JR八高線が通っています。また、地域の東側には南北に東武東上線が通り、北側には東西に国道254号バイパスが通っています。

大河地域と同様に大半が森林で、金勝山には県立小川げんきプラザがあります。

一方、国道254号バイパス沿道では、ひばり台にホンダ小川エンジン工場などが立地し稼働しているほか、流通系の立地も進められました。地域の南側でゴルフ場造成が中断していることから、災害の防止に努める必要があります。

農用地と農業集落は、森林と一体となって良好な里地里山の景観を形成しており、農業の振興とともに、保全が求められています。

交通については、東武東上線及びJR八高線にそれぞれ駅が設置されており、比較的公共交通は充実しています。引き続き輸送力の増強を関係機関に要請していく必要があります。道路については、国道254号と国道254号バイパスが骨格となっており、主として国道254号が地域住民の生活幹線道路として利用されています。町道とのネットワークを形成するなど、道路の計画的な整備が求められています。

< 土地利用の方向 >

本地域では、森林と農用地、農業集落及び谷津田などからなる里地里山の環境の保全を図ります。

ひばり台周辺地域及びホンダ寄居完成車工場周辺地域については、工業・流通系用地としての活用を誘導します。ゴルフ場予定地については、災害の防止など適切に対応します。

既存の住宅地については、生活環境整備を行い、良好な住環境の形成を図ります。

ア 農用地

地理的特性を活かした農業生産用地として、農地の保全を図ります。

イ 森林

森林については、その保全を図りながら、レクリエーション利用などを検討します。

ウ 水面・河川・水路

水面については、農業用水源であるため池の保全に努めるとともに、兜川などの河川、水路等については、雨水排水路及び農業用排水路として保全に努めます。

エ 道路

国道254号バイパスと国道254号を骨格として、地域をネットワークする生活道路網の整備を推進します。

オ 宅地

住宅地の環境整備を推進するとともに、集落地域については、自然地形に配慮した生け垣などの緑の保全、生活道路の整備などを進め、生活環境の向上を図ります。

また、ひばり台周辺地域及びホンダ寄居完成車工場周辺地域については、工業・流通系用地としての活用を誘導します。

力 その他

J R 竹沢駅周辺を地区拠点として位置づけ、本地域のさまざまな活動拠点とします。

官ノ倉山や県立小川げんきプラザを中心とした金勝山は、生涯学習の場及びハイキングコースなどレクリエーション活動の場としての活用を図ります。

八和田地域

<現況と課題>

八和田地域は、地域の南側を東西に国道254号バイパスが、また、北東側を県道菅谷寄居線が、地域の中央を南北に主要地方道熊谷小川秩父線、県道本田小川線が通っているほか、南端を東武東上線が通っています。また、北東側には関越自動車道が通り、隣接する嵐山町には嵐山小川インターチェンジが設置されています。また、国道254号バイパスから分岐する一般県道の整備を進めています。

本地域は、町内で最も農地面積が多く、ほ場も整備されています。ほ場整備が完了した一団の農用地と農業集落は、良好な田園環境を形成しており、農業の振興とともに、保全が求められています。

交通については、国道254号バイパスが骨格となっており、県道とともにネットワークを形成しています。また、嵐山小川インターチェンジへのアクセス道路も整備され、さらに市街地への延伸や生活道路の計画的な整備が求められています。

東小川の住宅団地は、地区計画制度の適正な運用により、良好な住環境を保持するとともに、低未利用地の有効利用が課題となっています。

<土地利用の方向>

農業振興地域整備計画において指定された農用地区域と農業集落からなる田園環境の保全を図ります。

森林については、その保全を図ります。

計画的に整備された住宅団地については、良好な環境の保全と低未利用地の有効活用を図ります。

ア 農用地

農業振興地域整備計画において指定された農用地区域の保全を図ります。特に、ほ場整備の完了している一団の水田地帯については、優良農地として保全と高度利用を図ります。

イ 森林

森林については、地域の豊かな自然環境の要素として保全を図ります。

ウ 水面・河川・水路

水面については、農業用水源であるため池の保全を図ります。市野川をはじめとする河川及び水路等については、雨水排水路として保全に努めるとともに、農業用排水路については、農業を維持する基盤施設であることから適正な維持管理に努めます。

エ 道路

関越自動車道の嵐山小川インターチェンジへのアクセス道路については、利便性向上と沿道における土地利用の促進に向け、市街地まで結ぶ区間の延伸整備を検討します。国道254号バイパスや主要地方道熊谷小川秩父線や県道本田小川線などの広域ネットワークの形成を促進します。生活道路については、体系的な整備を進め、町民の生活を支える道路ネットワークの形成を図ります。

オ 宅地

住宅団地については、良好な環境の保全のため、地区計画制度などの活用を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進します。集落地域については、生け垣や屋敷林などの縁の保全、生活道路の整備などを進め、生活環境の向上を図ります。

また、嵐山町の花見台工業団地と連携した地域や主要地方道熊谷小川秩父線沿線などの適地に工業・流通系用地の整備を促進します。

国道254号バイパス沿いについては、自動車利用に対応した日常生活の利便性向上に資する施設の立地を誘導します。

カ その他

東小川小学校や八和田小学校周辺をそれぞれ地区拠点に位置づけ、本地域のさまざまな活動拠点とします。総合運動場の機能の充実を図り、町民のスポーツ活動の振興を図ります。また、教育・研究機関等の誘致に努め、良好な文教地域の形成を目指します。

さらに、四ツ山（高見）城跡や鎌倉街道上道跡などの保全を図ります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1 土地利用に関する法律等の適切な運用

国土利用計画法及び土地基本法、都市計画法、農振法、森林法、河川法、景観法など、土地利用関連法の適切な運用により、土地利用を総合的かつ計画的に調整し、秩序ある土地利用を確保するとともに、地価の適正な維持を図ります。

2 地域整備施策の推進

地域の特性を活かした適正な土地利用を推進することにより、町土の均衡ある発展を図るとともに、都市的・自然的土地利用の調和に配慮しながら、諸施策を総合的かつ計画的に推進します。また、長期にわたって良好な住環境を形成していくため、町民の合意、協力を基本とした町民参加型のまちづくりを推進します。

小川町駅周辺については、本町の玄関口として、商業・医療・行政サービスなどの都市機能の集積を図るとともに、まちなか居住を促進し、本町の中心拠点として複合市街地の形成による活性化を図ります。

埼玉伝統工芸会館及びその周辺地域は、仙元山と一体となった観光ゾーンとして整備・活用を図ります。

ホンダ小川エンジン工場が立地したひばり台周辺、国道254号バイパス沿線、嵐山町の花見台工業団地周辺地域などについては、工業・流通系の活用地として整備を図ります。

なお、社会情勢の変化により他の土地利用についても検討します。

都市計画道路環状1号線については、本町の都市機能を健全化するための主要な都市施設として、その整備を促進します。

森林については、里地里山の景観を形成する貴重な資源として、その保全を図ります。

3 町土利用に係る環境の保全及び安全性の確保

土地利用にあたっては、環境の保全や町民生活の安全性、快適性を確保するため、小川町第5次総合振興計画との整合性を保ちつつ、適正な土地利用への誘導を進め、良好な都市環境、農村環境、自然環境の保全、災害の防止、都市景観の形成、快適性の創出、文化財の保護などを総合的、計画的に行います。

(1) 環境の保全

環境基本計画に基づいて、環境の総合的な保全対策を推進します。

都市環境については、地域地区制度に基づく適正な開発、低未利用地の有効活用

を図るとともに、地区計画制度の導入による適正な誘導を図り、良好な住環境の保全に努めます。また、小川町駅周辺地域をはじめとしてバリアフリーのまちづくりなどの福祉的配慮を進め、安全な都市環境の確保に努めます。

工業用地については、周辺環境との調和を図るために、公害防止施設の整備や緑化を促進します。

農村環境については、農用地区域の指定などによる優良農地の保全を図りつつ、土地利用型農業と集約型農業の確立を図ります。

小川盆地とその中の歴史的環境については、“武藏の小京都”として本町固有の風土を形成していることから、その保全を図ります。

(2) 安全性の確保

災害対策については、土砂災害警戒区域が多く存在することを踏まえ、治山・治水対策の推進を図るとともに、震災時に対応できる避難路の確保と避難場所の確保を推進します。また、公園などのオープンスペースの確保に努めます。

また、水道やガス、電気などのライフラインの確保や救援体制の確立などを進め、災害に強い安全なまちづくりに努めます。

4 土地利用転換の適正化

住宅地や工業用地などへの土地利用の転換にあたっては、影響の範囲に十分留意した上で、適切な転換ニーズに基づき、周辺土地利用や自然環境との調和を図ります。

(1) 農用地

農用地の利用転換については、食料生産の確保や農業経営の安定、農用地の持つ多面的な機能、地域農業に及ぼす影響などに留意し、計画的で秩序のある農用地の利用を図ります。

(2) 森林

森林の利用転換については、森林と一緒にものである動植物などの生態系の保全や緑の景観の保全、災害の防止など公益的機能に十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

(3) 大規模な土地利用

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範にわたることから、内容及び環境に対する影響を十分に把握するとともに、事業の実現可能性を検討し、周辺土地利用との調和や地域住民の意向に留意して、適正な土地利用を図ります。

5 土地の有効利用の促進

土地の有効利用を図るため、未利用地の活用や低利用地の高度利用を進めるとともに、秩序ある土地利用と適切な土地管理を行います。

(1) 農用地

農用地については、適正な利用を図り、農道や用排水路などの農業用施設の維持管理を推進し、良好な営農環境の保全に努めます。

また、担い手への利用集積や高度利用を推進するとともに、新規就農者への支援を進めます。さらに農業の6次産業化や付加価値の高い農作物の生産や産地化を図り、農用地を有効利用します。

(2) 森林

広大な森林については、その保全を基調としつつも、一部については、町民のレクリエーションの場として活用を図ります。仙元山については、見晴らしの丘公園を拠点としながら、埼玉伝統工芸会館や里地里山の景観を活かした観光ゾーンの形成を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水機能の維持・整備を基本としながら親水性や生態系に配慮した整備を進め、水辺とのふれあいやレクリエーション機能を持つ緑地として活用を図ります。特に、市街地を流れる中小河川の水質の浄化を進めます。

(4) 道路

道路については、都市活動を円滑かつ効率的に行うための根幹となる施設であることから、計画的な整備を進めます。道路の機能を十分に発揮するため、拡幅改良を進めるなど機能の維持・整備を図ります。

(5) 宅地

住宅地

住宅地については、道路や公園、下水道など都市基盤施設の整備を積極的に推進し、良好な住環境の確保を図ります。また、生活基盤施設の未整備な市街地については、地区計画制度などの規制・誘導手法によって、良好な住環境を誘導します。

工業用地

工業用地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、基盤整備の推進や企業立地の促進に努めます。また、新たな立地需要に基づいて用地の確保に努めます。

その他の宅地

小川町駅周辺地域は、商業・医療・行政サービス等の業務機能の集積を図るとともに、まちなか居住を促進し、コンパクトな複合市街地の形成と活性化に努めます。また、国道254号バイパスなどについて沿道サービス機能の立地を誘導します。

(6) その他

文教施設、福祉施設、環境衛生施設などの公用・公共用施設用地については、地域の特性を活かした有効利用を図ります。

⑥ 町土に関する調査の推進と情報の普及

土地利用の状況や社会的条件などを把握するため、地籍調査や固定資産調査、都市計画基礎調査などの基礎的な調査を推進します。

また、町民の理解と協力を得るとともに、国土利用計画の実効性を確保するため、土地利用の方向や土地利用転換、土地利用に関する規制など町土の利用に関する情報提供に努めます。

基礎資料

1 国土の利用区分および用途区分の定義	27
2 人口等の推移と推計	29
3 利用区分および用途区分ごとの国土利用の推移	30
4 用地原単位の推移	31
参考図 1 土地利用現況図 (都市計画基礎調査より)	42
参考図 2 土地利用構想図 (基本構想より)	43

1 国土の利用区分および用途区分の定義

利用区分	定 義	資 料
1 農用地	主として耕作、若しくは養畜の事業のために採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう（農地法第2条第1項）。	農地及び採草放牧地の合計
(1)農地	耕作の目的に供される土地であって畦畔を含み、水路、農道は含まない。	「作物統計調査（農林水産省）」における耕地面積調査の田と畠の合計
(2)採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（農地法第2条第1項）。	「農林業センサス農山村地域調査」における総面積及び林野面積のうち「森林以外の草生地（野草地）」 ・該当なし
2 森 林	木材が集団で生育している土地又は木竹の集団的な生育に供されている土地。国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。 民有林は、国以外の者が所有する森林で、森林法第2条第1項に定める森林である。	国有林及び民有林の合計
(1)国有林	林野庁所管国有林＝国有林野法第2条に定める国有林野から採草放牧に利用されている採草放牧地を除いたもの。 官行造林地＝旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約しているもの。 ＝林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。	「農林業センサス農山村地域調査」における所有形態別林野面積 ・該当なし
(2)民有林	国以外の者が所有する森林法第2条第1項に定める森林（立木地、伐採跡地、未立木地、更新困難地、竹林である）。	「森林・林業と統計」（埼玉県）
3 原 野	農林業センサスの所有形態別林野面積の草生地から国有林に係る部分を除いた面積である。	「農林業センサス農山村地域調査」における所有形態別林野面積 ・該当なし
4 水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
(1)水面	湖沼（人造湖及び天然池沼）及びため池の満水時の水面面積で、堤体は含まない。	「ため池台帳」
(2)河川	河川は、河川法第4条の一級河川、第5条の二級河川及び第100条の準用河川の水面及び水路面積で堤防敷は含まない。	「埼玉県河川指定調査」 ・町内に二級河川はない
(3)水路	水路は農業用排水路、その他の用排水路をいう。	水田面積×水路率 ・整備済水田：8% ・未整備水田：5% 水田面積は、上記1(1)の耕地面積調査の「田」の面積、整備済水田面積は、「小川町農業振興地域整備計画書」による。

利用区分	定 義	資 料
5 道 路	一般道路及び農林道の合計である。道路面積とは車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部及び自転車道部の合計で、法面等を含む面積である。	一般道路、農道及び林道の合計
(1)一般道路	一般道路は道路法第2条第1項に定める道路である。高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道で、高速自動車国道は「道路統計年報」にある道路面積（法面積を除いたもの）に一定係数を乗じて算出したものである。私道は含まない。	国・県道、町道は道路台帳、関越自動車道は図測による。
(2)農道	農道面積は路肩、法面等を含む農道敷面積である。農道は、農地面積に一定率を乗じたほ場内農道、「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道であるが、本町では町道認定しているため該当なし。	該当なし
(3)林道	国有林道及び民有林林道。 林道幅員は車道幅員に路肩、法面等を加えた全幅員である。	「森林・林業と統計」（埼玉県）から延長を把握。「林道台帳」より1級林道、2級林道の平均幅員を算定。 1級：4.88m 2級：3.68mを乗じた。
6 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。	固定資産概要調書「宅地」
(1)住宅地	固定資産概要調書の「宅地」のうち、「住宅用地」（一般住宅用地、小規模住宅用地の合計）に、非課税地籍である県営住宅及び町営住宅、官公庁の宿舎を加えたものである。	固定資産概要調書「住宅用地」、町営住宅用地及び引揚者住宅用地。県営住宅はない。
(2)工業用地	工業統計調査における従業者30人以上の事業所敷地面積を従業者10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。従業者10～29人の事業所敷地面積は、製造品出荷額等の割合で補正。	従業者30人以上の事業所敷地面積は工業統計調査。
(3)その他の宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地をいう。	
7 その他	町土面積から、「農用地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」の各面積を差し引いたものである。ゴルフ場、学校等公用・公共施設用地、公園などが含まれる。	町土面積は、国土地理院「全国都道府県市町村面積調」による。
市街地	国勢調査による人口集中地区（DID）である。	国勢調査

2 人口等の推移と推計

区分	単位	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	人	35,401	32,913	30,700	28,900	27,200
		4,303	3,303	2,800	2,590	2,600
		23,889	21,385	18,350	15,710	13,650
		7,207	8,221	9,550	10,600	10,950
人口構成比	%	14 歳以下	12.2	10.0	9.1	9.0
		15 ~ 64 歳	67.5	65.0	59.8	54.4
		65 歳以上	20.4	25.0	31.1	36.7
総世帯数		11,711	11,645	12,429	12,653	12,374
1 世帯当たり人員	人	3.10	2.91	2.47	2.28	2.20
就業人口	人	17,737	16,358	14,736	13,872	13,056
		605	437	398	375	353
		5,842	4,888	4,406	4,148	3,904
		11,135	10,595	9,544	8,985	8,456
就業構成比	%	第一次産業	3.4	2.7	2.7	2.7
		第二次産業	32.9	29.9	29.9	29.9
		第三次産業	62.8	64.8	64.8	64.8
就業率	%	50.1	49.7	48.0	48.0	48.0
人口集中地区人口	人	8,941	8,045	7,307	6,878	6,474
構成比	%	25.3	24.4	23.8	23.8	23.8

資料：平成 17 年と平成 22 年は国勢調査（各年 10 月 1 日）、平成 27 年は常住人口調査（平成 27 年 9 月末）

注 1：平成 17 年と平成 22 年の年齢別人口は、年齢不詳があるため、合計と一致しない。また、就業人口についても、分類不能があるため、第一次産業から第三次産業までの合計とは一致しない。

注 2：平成 32 年および 37 年の総人口及び年齢別人口は、小川町第 5 次総合振興計画の人口フレーム及び人口ビジョンを基にした推計値である。平成 27 年、32 年、37 年の世帯数、就業人口も同様に推計値である。

3 利用区分および用途区分ごとの国土利用の推移と推計

(単位 : ha)

利用区分	15年	17年	22年	23年	24年	25年	26年 (基準年)	32年 (中間年)	37年 (目標年)
農用地	702	701	699	686	673	668	662	651	642
農地	702	701	699	686	673	668	662	651	642
採草放牧地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林	3,354	3,348	3,350	3,350	3,350	3,345	3,345	3,341	3,337
原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	64	63	64	63	63	62	62	62	61
水面	21	21	21	21	21	21	21	21	21
河川	25	25	25	25	25	25	25	25	25
水路	18	17	18	17	17	16	16	15	15
道路	265	271	276	276	277	277	279	279	279
宅地	549	548	552	554	556	561	564	598	599
住宅地	392	396	410	413	417	419	421	443	434
工業用地	10	12	30	38	33	26	42	45	48
その他の宅地	147	141	113	104	106	116	102	110	117
その他	1,111	1,113	1,104	1,116	1,127	1,131	1,124	1,106	1,118
合計	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045	6,036	6,036	6,036
市街地	-	205	200	-	-	-	200	195	190

注 1 : 合計については、国土地理院が公表した「全国市区町村別面積調」による(各年 10月 1 日現在)。

注 2 : 単位を ha で表記しているが、積算および推計作業では平方メートル単位で計算しているため、計が一致しない場合がある(以下同様)。

注 3 : 「水面・河川・水路」が小川町第3次国土利用計画(以下「第3次計画」という。)比べて大きくなっている。理由は第3次計画では水面について固定資産概要調査の「池沼」面積(2ha)を使用していたこと、河川については図測であったことによる。

注 4 : 同様に「工業用地」について、第3次計画では都市計画基礎調査における工業用地面積を基本としていたことによる。

4 用地原単位の推移

(1) 農用地面積と関係指標の推移と目標

区分	農用 地 面 積			人 口	町土面積	人口 1 人 当たりの 農用地 面積	町土面積に 占める農用 地面積の 割合
	農 地	採草 放牧地	合 計				
	ha	ha	ha	人	ha	a/人	%
平成 15 年	702	0	702	37,185	6,045	1.89	11.6
16	701	0	701	36,764	6,045	1.91	11.6
17	701	0	701	36,270	6,045	1.93	11.6
18	700	0	700	35,858	6,045	1.95	11.6
19	686	0	686	35,222	6,045	1.95	11.3
20	680	0	680	34,722	6,045	1.96	11.2
21	703	0	703	34,264	6,045	2.05	11.6
22	699	0	699	33,859	6,045	2.06	11.6
23	686	0	686	33,607	6,045	2.04	11.3
24	673	0	673	33,280	6,045	2.02	11.1
25	668	0	668	33,094	6,045	2.02	11.1
26	662	0	662	32,788	6,036	2.02	11.0
32	651	0	651	28,900	6,036	2.25	10.8
37	642	0	642	27,200	6,036	2.36	10.6

資料：農林水産省作物統計調査耕地面積調査（各年 2月 1日現在）

注 1：農地は、「田」及び「畠」の合計。平成 15～26 年は実績値。平成 32 及び 37 年は推計値。

【推計方法】

- 1 採草放牧地については、0ha で固定する。
- 2 耕地面積調査による田・畠の合計は、平成 26 年と平成 15 年を比較すると 40ha 減少している。（年間平均 3.64ha）
- 3 有機農業をはじめとした農業の推進を計画していることから、年間平均の減少量は実績の 3.64ha に対し 1/2 に減らす。（年間平均 1.82ha）

(2) 森林面積と関係指標の推移と目標

区分	森林面積 ha	人口 人	人口千人当た りの森 林面積 ha/千人	町土面積 ha	町土面積に 占める森 林面積の割合 %	内訳		
						国有林 ha	地域森 林計画 対象 民有林 ha	地域森 林計画 対象外 民有林 ha
平成 15 年	3,354	37,185	90.2	6,045	55.5	0	3,317	37
16	3,354	36,764	91.2	6,045	55.5	0	3,317	37
17	3,348	36,270	92.3	6,045	55.4	0	3,311	37
18	3,348	35,858	93.4	6,045	55.4	0	3,311	37
19	3,348	35,222	95.1	6,045	55.4	0	3,311	37
20	3,350	34,722	96.5	6,045	55.4	0	3,313	37
21	3,350	34,264	97.8	6,045	55.4	0	3,313	37
22	3,350	33,859	98.9	6,045	55.4	0	3,313	37
23	3,350	33,607	99.7	6,045	55.4	0	3,313	37
24	3,350	33,280	100.7	6,045	55.4	0	3,313	37
25	3,345	33,094	101.1	6,045	55.3	0	3,309	36
26	3,345	32,788	102.0	6,036	55.4	0	3,309	36
32	3,341	28,900	115.6	6,036	55.3	0	3,305	36
37	3,337	27,200	122.7	6,036	55.3	0	3,301	36

資料：「森林・林業と統計」(埼玉県農林部森づくり課)

注1：森林面積の算定方法は、国有林と民有林の合計となっている。

注2：国有林については、林野庁所管のものではなく、その他省庁所管の国有林もない。

注3：民有林については、地域森林計画対象民有林及び同計画対象外民有林の合計とされている。

【推計方法】

- 1 国有林については、0haで固定した。
- 2 地域森林計画対象外民有林は直近の平成26年の36haで固定した。
- 3 森林計画対象民有林は、平成26年と平成15年を比較すると8ha減少している（年間平均0.727ha）。
- 4 推計にあたっては、毎年0.727ha減少させた。

(3) 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

区分	水面・河川・水路面積 ha	人口 人	人口千人当たりの水面・河川・水路面積 ha/千人	町土面積 ha	町土面積に占める水面・河川・水路面積の割合 %
平成 15 年	64	37,185	1.7	6,045	1.1
16	63	36,764	1.7	6,045	1.0
17	63	36,270	1.7	6,045	1.0
18	63	35,858	1.8	6,045	1.0
19	63	35,222	1.8	6,045	1.0
20	63	34,722	1.8	6,045	1.0
21	64	34,264	1.9	6,045	1.1
22	64	33,859	1.9	6,045	1.1
23	63	33,607	1.9	6,045	1.0
24	63	33,280	1.9	6,045	1.0
25	62	33,094	1.9	6,045	1.0
26	62	32,788	1.9	6,036	1.0
32	62	28,900	2.1	6,036	1.0
37	61	27,200	2.2	6,036	1.0

区分	水面 ha	河川 ha	水路 ha	合計 ha	同左推移 (指數)
平成 15 年	21	25	18	64	100.0
16	21	25	17	63	99.8
17	21	25	17	63	99.7
18	21	25	17	63	99.6
19	21	25	17	63	98.7
20	21	25	17	63	98.5
21	21	25	18	64	100.4
22	21	25	18	64	100.2
23	21	25	17	63	99.4
24	21	25	17	63	98.5
25	21	25	16	62	98.3
26	21	25	16	62	98.0
32	21	25	15	62	96.8
37	21	25	15	61	95.8

資料：水面は「ため池台帳」河川指定調書（平成 26 年 4 月 30 日）埼玉県。

注 1：水面は、ため池の水面であり、満水位時の面積（満水位時の面積が不明な場合は、設計貯水量から推計した）。

注 2：河川は、町内の流路延長に中間点付近の水面幅員を掛けたもの。したがって堤防敷は含まない。

【推計方法】

1 ため池台帳は平成 20 年 10 月 21 日現在のものであるが、平成 10 年度以降に拡張工事等は行

っていないため固定した。

2 河川についても固定した。

3 水路は、水田面積の推計値に応じて水路率（整備済水田：8.0%、未整備水田：5.0%）を乗じた。

（4）道路面積と関係指標の推移と目標

区分	道路面積 ha	人口 人	町土面積 ha	人口千人当たりの道路面積 ha/千人	町土面積に占める道路面積の割合 %
平成15年	265	37,185	6,045	7.1	4.4
16	267	36,764	6,045	7.3	4.4
17	271	36,270	6,045	7.5	4.5
18	272	35,858	6,045	7.6	4.5
19	273	35,222	6,045	7.8	4.5
20	274	34,722	6,045	7.9	4.5
21	275	34,264	6,045	8.0	4.6
22	276	33,859	6,045	8.1	4.6
23	276	33,607	6,045	8.2	4.6
24	277	33,280	6,045	8.3	4.6
25	277	33,094	6,045	8.4	4.6
26	279	32,788	6,036	8.5	4.6
32	279	28,900	6,036	9.7	4.6
37	279	27,200	6,036	10.3	4.6

区分	一般道路 ha	農道 ha	林道 ha	合計 ha	同左推移 (指數)
平成 15 年	250	0	15	265	100.0
16	252	0	15	267	100.8
17	256	0	15	271	102.3
18	257	0	15	272	102.5
19	258	0	16	273	102.9
20	258	0	16	274	103.2
21	259	0	16	275	103.8
22	260	0	16	276	104.0
23	260	0	16	276	104.0
24	261	0	16	277	104.2
25	261	0	16	277	104.6
26	263	0	16	279	105.0
32	263	0	16	279	105.2
37	263	0	17	279	105.3

資料：一般道路は道路台帳、林道は「森林・林業と統計」(埼玉県農林部森づくり課)

注 1：一般道路は、国道、県道、町道及び関越自動車道の合計

注 2：林道は、森林管理道延長の合計

注 3：町内に農道の指定はない。

注 4：森林管理道は県管理及び町管理合計で 20 路線であり、林道台帳から 2 級林道及び 3 級林道の平均全幅員を算定し、延長に乗じて求めている。(2 級 : 4.86m、3 級 : 3.68m。)

【推計方法】

- 1 関越自動車道、国道 254 号及び県道については面積を固定した。
- 2 町道については、平成 15 ~ 26 年の年間平均の増加面積 (0.801ha) を加算した。
- 3 林道については、平成 15 ~ 26 年の年間平均の増加面積 (0.0845ha) を加算した。

(5) 宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	宅地の面積				町土面積 ha	町土面積に 占める割合 %
	住宅地 ha	工業用地 ha	その他の 宅地 ha	合計 ha		
平成 15 年	392	10	145	547	6,045	9.1
16	394	12	137	543	6,045	9.0
17	396	12	139	546	6,045	9.0
18	399	13	116	527	6,045	8.7
19	401	13	115	529	6,045	8.8
20	403	12	118	533	6,045	8.8
21	406	31	111	547	6,045	9.0
22	410	30	111	551	6,045	9.1
23	413	38	102	553	6,045	9.1
24	417	33	105	554	6,045	9.2
25	419	26	114	559	6,045	9.3
26	421	42	100	562	6,036	9.3
32	443	45	108	596	6,036	9.9
37	434	48	115	597	6,036	9.9

資料：宅地面積合計は固定資産概要調書（各年 1月 1日現在）

住宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	住宅地 面積 ha	世帯数 世帯	1世帯 当たり の住宅 地面積 m ² /世帯	町土面積 ha	町土面積に占 める割 合 %	小規模住 宅用地 + 一般住宅 用地面積 (m ²) ha	固定資産 概要調書 による宅 地面積 ha	町営住 宅用地 ha
平成 15 年	392	12,303	319	6,045	6.5	392	547	1.79
16	394	12,328	320	6,045	6.5	392	543	1.79
17	396	12,360	320	6,045	6.5	394	546	1.79
18	399	12,490	319	6,045	6.6	397	527	1.79
19	401	12,531	320	6,045	6.6	399	529	1.79
20	403	12,564	321	6,045	6.7	402	533	1.79
21	406	12,634	321	6,045	6.7	404	547	1.79
22	410	12,658	324	6,045	6.8	408	551	1.79
23	413	12,741	324	6,045	6.8	411	553	1.79
24	417	12,850	324	6,045	6.9	415	554	1.79
25	419	12,991	323	6,045	6.9	418	559	1.79
26	421	12,996	324	6,036	7.0	419	562	1.79
32	443	13,666	324	6,036	7.3	441	596	1.79
37	434	13,387	324	6,036	7.2	432	597	1.79

資料：固定資産概要調書（各年1月1日現在）「公共施設等総合管理計画」（平成27年3月）

注1：世帯数は、住民基本台帳による（平成26年以外は各年3月末、平成26年は1月1日現在）

注2：町営住宅用地には、引揚者住宅用地を含む。

【推計方法】

- 1 世帯数の推計値は、住民基本台帳による世帯数（平成22年1月1日）と国勢調査による世帯数（平成22年10月1日）の差（1,013世帯）で補正した。
- 2 世帯当たりの住宅地面積（324m²）を固定し、世帯数に乗じて住宅地面積を推計した。
- 3 固定資産概要調書による宅地面積の推計値については、住宅地と工業用地、その他の宅地面積推計値の合計から、町営住宅用地の面積を差し引いたものである。

工業用地面積と関係指標の推移と目標

区分	工業用地面積 (従業者10人以上) ha	従業者数 (従業者4人以上) 人	町土面積 ha	従業者1人当たりの工業用 地面積 m ² /人	町土面積に占 める工業用地 面積の割合 %
平成15年	10	2,100	6,045	48.6	0.17
16	12	2,125	6,045	55.0	0.19
17	12	2,082	6,045	55.8	0.19
18	13	2,011	6,045	65.3	0.22
19	13	2,233	6,045	59.3	0.22
20	12	2,116	6,045	56.9	0.20
21	31	1,870	6,045	163.1	0.50
22	30	1,895	6,045	157.2	0.49
23	38	1,942	6,045	194.2	0.62
24	33	1,909	6,045	170.7	0.54
25	26	2,244	6,045	115.7	0.43
26	42	2,249	6,036	184.9	0.69
32	45	2,444	6,036	184.9	0.75
37	48	2,621	6,036	184.9	0.80

資料：工業統計

区分	工業用地 面積 (a)=(b)+(c) m ²	従業者30 人以上の工 業用地面積 (b)=町 m ²	従業者10 ~29人の 工業用地面 積(c)=町 (推計値) m ²	従業者10 ~29人事 業所出荷額 (d)=県全体 百万円	従業者30 人以上事業 所出荷額 (e)=県全体 百万円	従業者10 ~29人事 業所出荷額 の割合 %
平成15年	102,098	88,709	13,389	1,645,315	10,901,387	15.1
16	116,870	101,741	15,129	1,692,271	11,380,593	14.9
17	116,171	101,741	14,430	1,645,373	11,601,293	14.2
18	131,364	115,073	16,291	1,702,362	12,025,014	14.2
19	132,429	115,658	16,771	1,825,573	12,590,071	14.5
20	120,469	105,235	15,234	1,786,480	12,340,703	14.5
21	305,011	266,790	38,221	1,423,135	9,933,707	14.3
22	297,976	264,031	33,945	1,419,764	11,043,131	12.9
23	377,125	330,965	46,160	1,424,168	10,211,264	13.9
24	325,823	286,225	39,598	1,426,400	10,310,309	13.8
25	259,688	227,657	32,031	1,406,889	9,999,201	14.1
26	415,766	-	-	1,449,123	10,469,252	13.8

資料：工業統計

注1：工業用地は、工業統計による製造業に属する事業所の敷地面積であり、従業者10人以上敷地に補正している。事業所敷地面積は、当該年に操業している事業所であり、操業していない場合は除かれるため、年によって変動する。平成23年は工業統計調査が中止され、平成24年2月1日現在の経済センサスによる。

注2：工業統計は従業者4人以上の事業所を対象に調査している。平成24経済センサスは全事業

所を対象に調査しているが、従業者4人以上(市町村別敷地面積は30人以上)で再集計したものである。

注3：工業統計における工業用地面積は、従業者30人以上の工場敷地面積であるため、従業者10～29人事業所の敷地面積は、(c)=(b)*(d)/(e)で算定。平成26年の従業者数は速報値。

【推計方法】

- 1 平成26年については、従業者30人以上の工場敷地面積が公表前であるため、速報値の町の製造品出荷額等(8,597,932万円)を、平成15～25年の町平均のha当たりの製造品出荷額等(206,797万円)で除して求めた推計値である。
- 2 工業用地面積に推計にあたっては、県の国土利用計画における圏央道地域の工業用地面積増加率を用いた。(12年で17.4%増、年率換算1.45%)
- 3 従業者数については、変動が大きいため、平成26年の従業者一人当たり面積を固定して推計した。

その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

区分	その他の宅地面積 ha	人口 人	人口1人当たりその他の宅地の面積 m ² /人	町土面積 ha	町土面積に占めるその他宅地の割合 %
平成15年	147	37,185	39.5	6,045	2.4
16	139	36,764	37.7	6,045	2.3
17	141	36,270	38.8	6,045	2.3
18	117	35,858	32.7	6,045	1.9
19	117	35,222	33.2	6,045	1.9
20	119	34,722	34.4	6,045	2.0
21	112	34,264	32.8	6,045	1.9
22	113	33,859	33.2	6,045	1.9
23	104	33,607	30.8	6,045	1.7
24	106	33,280	32.0	6,045	1.8
25	116	33,094	35.0	6,045	1.9
26	102	32,788	31.1	6,036	1.7
32	110	28,900	37.9	6,036	1.8
37	117	27,200	42.9	6,036	1.9

注1：その他の宅地は、固定資産概要調書の宅地面積に町営住宅面積を加えたものから、住宅地、工業用地を除いたものである。

【推計方法】

- 1 推計にあたっては、沿道サービス系の施設用地の増加及び流通系の土地利用の増加を見込んだ。
- 2 県計画では、圏央道地域が平成20年から平成32年において年率1.27%の増加と見込んでいることから、同様に推計した。

(6) 町土面積と関係指標の推移と目標

年 次	町土面積 ha	人 口 人	人口一人当たり の町土面積 m ²	人口密度 人/ha
平成 15 年	6,045	37,185	1,626	6.15
16	6,045	36,764	1,644	6.08
17	6,045	36,270	1,667	6.00
18	6,045	35,858	1,686	5.93
19	6,045	35,222	1,716	5.83
20	6,045	34,722	1,741	5.74
21	6,045	34,264	1,764	5.67
22	6,045	33,859	1,785	5.60
23	6,045	33,607	1,799	5.56
24	6,045	33,280	1,816	5.51
25	6,045	33,094	1,827	5.47
26	6,036	32,788	1,841	5.43

(7) 市街地(人口集中地区)の面積と関係指標の推移と目標

区 分	市街地 ha	市街地人口 人	町土面積 ha	人口密度 人/ha	町土面積に占 める市街地面 積の割合 %
平成 7 年	230	9,603	6,045	41.8	3.8
12	208	9,425	6,045	45.3	3.4
17	205	8,941	6,045	43.6	3.4
22	200	8,045	6,045	40.2	3.3

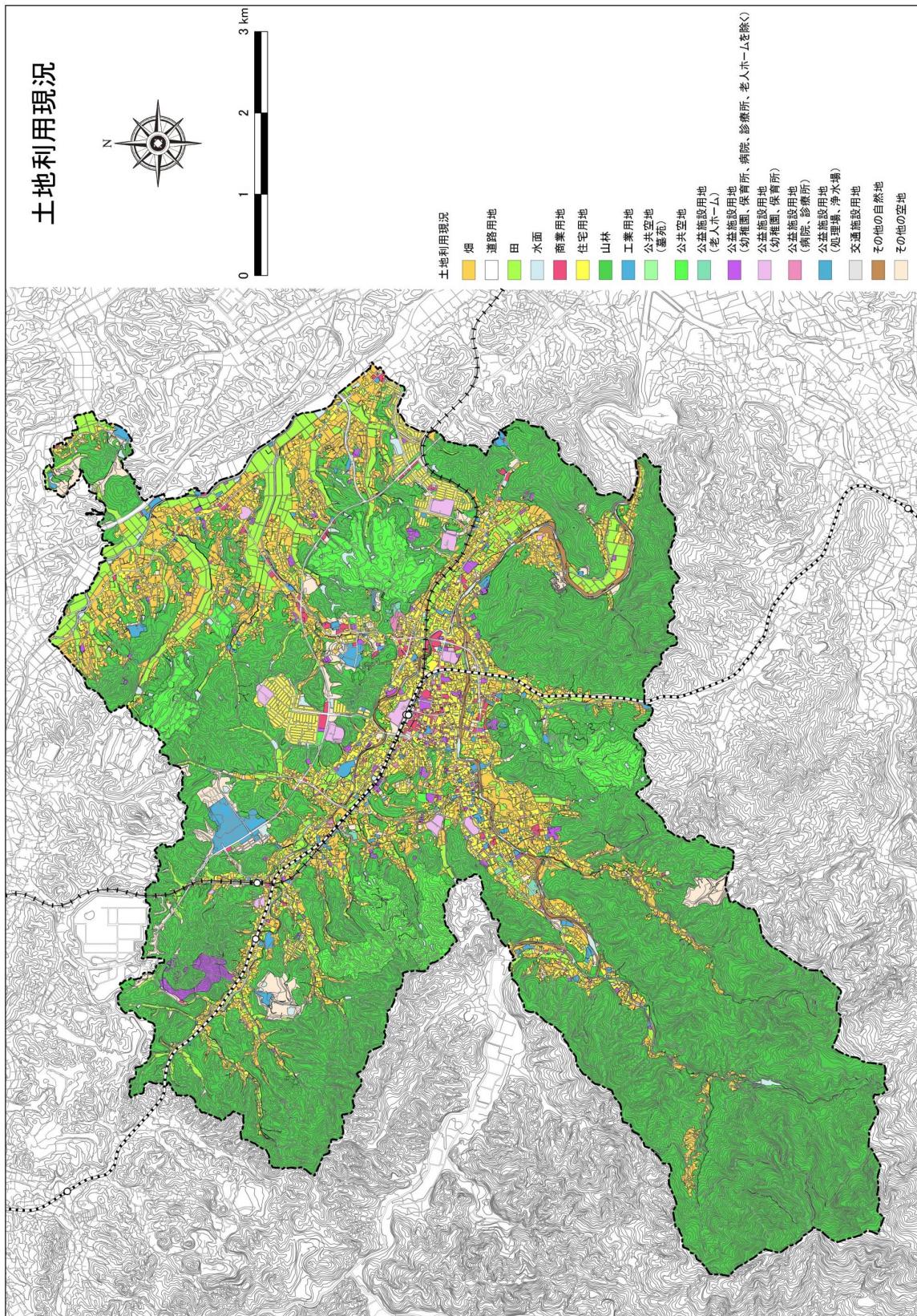
資料：国勢調査及び国土地理院全国都道府県市区町村面積調

(8) 主な公用・公共用施設用地の内訳

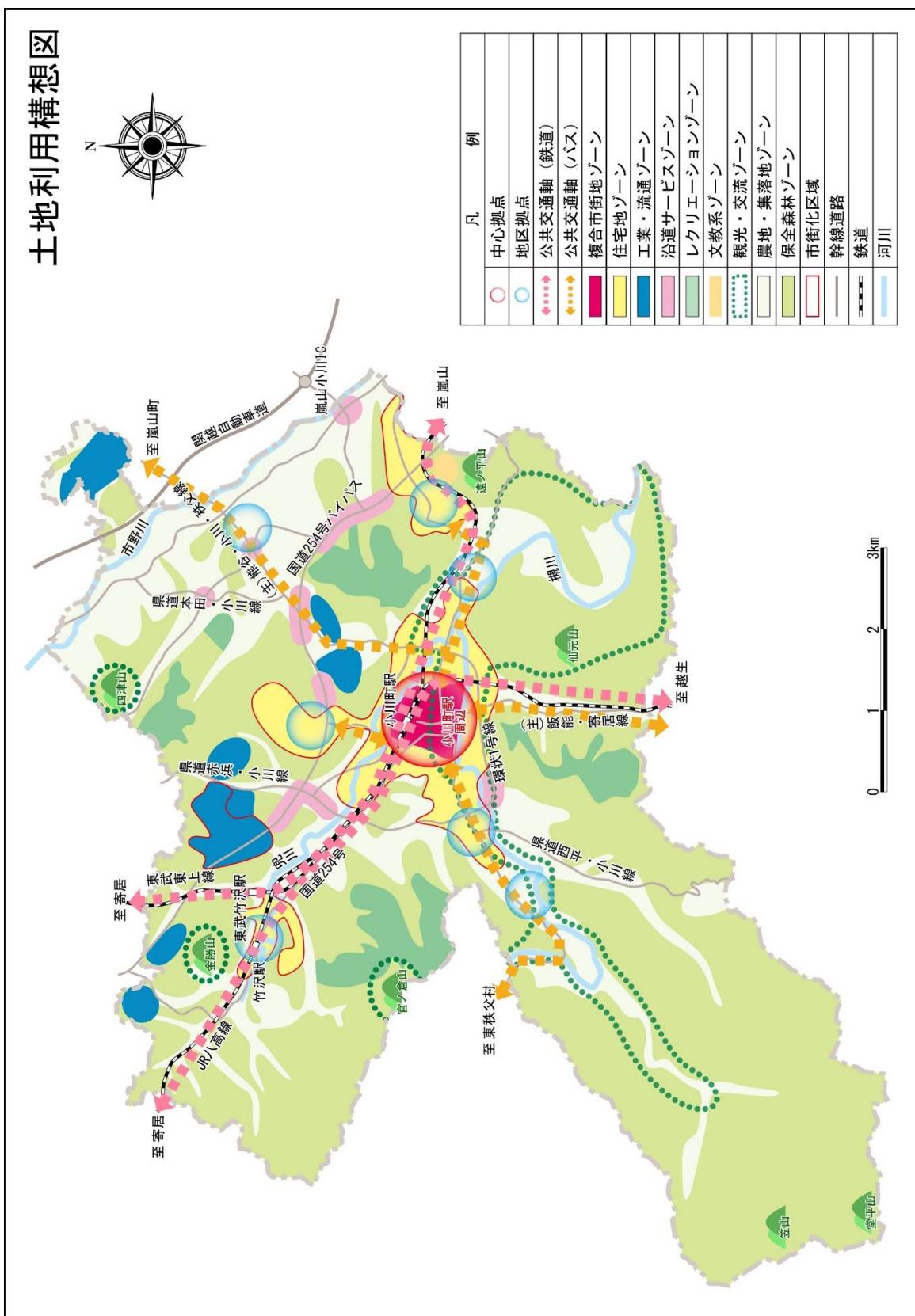
区分	面積 (m ²)	備考
行政施設	538,296	
庁舎	7,614	役場
学校教育施設	293,027	幼稚園、小学校、中学校、小川高等学校
社会教育施設	11,159	図書館、公民館等
体育施設	78,678	総合運動場、八幡台グラウンド、武道館
上水道施設	6,066	青山浄水場
下水道施設	4,740	公共下水道ポンプ場、農業集落排水処理施設
廃棄物処理施設	18,140	小川地区衛生組合ごみ焼却施設等
社会福祉施設	43,266	保育園、学童クラブ、総合福祉センター、子育て支援センター、町民会館等
その他用地	75,606	埼玉伝統工芸会館、和紙体験学習センター、消防・防災施設、給食センター等
公園緑地	105,229	58か所
鉄軌道用地	252,882	
警察施設用地	6,450	小川警察署、交番、駐在所
その他国・県施設用地	430,717	小川げんきプラザ
合計	1,333,574	

資料：公共施設等総合管理計画、固定資産概要調査、各施設管理者への照会による（平成 26 年
3月 31 日現在）

参考図面1 土地利用現況図



参考図面2 土地利用構想図



參考資料

1 策定経過	45
2 策定方針	49
3 総合振興計画審議会	54
4 策定委員会	58

1 策定経過

※小川町第5次総合振興計画の策定作業と一体的に進めました。

平成26年 6月27日（火）第5次小川町総合（振興）計画内部打合せ（以降隨時）

- ・アンケート調査・策定スケジュール等協議

平成26年10月24日（金）第5次小川町総合（振興）計画策定について課長会議に報告

平成26年11月 6日（木）住民意識調査「あなたの声をお聞かせください」発送

- ・調査対象：町内に在住の18歳以上の男女

- ・対象者数：1,000人

- ・回収数：585人（回収率：58.5%）

中学生「ぼくのまち、わたしのまち」アンケート実施

- ・調査対象：小川町立中学校3校の3年生

- ・対象者数：255人

- ・回収数：240人（回収率：94.1%）

平成27年 5月 1日（金）審議会委員（3号委員）募集開始

広報おがわ5月号 5月21日締切

平成27年 5月27日（水）業務委託契約締結

平成27年 6月 3日（水）審議会委員（3号委員）選考

平成27年 6月11日（木）第1回策定委員会・第3回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・合同会議の概要等について

- ・地方版総合戦略の考え方

平成27年 6月11日（木）～ 6月30日（火）

総合振興計画施策評価及び提案に係る照会（各課）

平成27年 7月 1日（水）「地区別懇談会」「出張座談会」開催について 広報おがわ 掲載

平成27年 7月 2日（木）高校生対象「進路等」に関するアンケート実施

- ・調査対象：小川高校及び小川町に在住の高校2・3年生

- ・対象者数：957人

- ・回収数：591人（回収率：61.8%）

事業所対象「操業」に関するアンケート実施

- ・対象数：町内734事業所（抽出方法：2015年度版電話帳等）

- ・回収数：327事業所（回収率：44.6%）

転出・転入者対象「住み心地」に関するアンケート実施

- ・調査対象：転出者及び転入者

- ・対象者数：1,230人

- ・回収数：187人（回収率：15.2%）

平成27年 7月14日（火）審議会委員（1・2号委員）の選出

平成27年 7月23日（木）第1回作業部会合同会議開催

- ・部会長、副部会長及び部会員の指名について

- ・策定方針について

- ・基礎調査概要について

- ・人口ビジョンについて

平成27年 7月27日（月）第2回策定委員会・第4回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・策定方針について
- ・基礎調査概要について
- ・人口ビジョンについて

平成27年 7月30日（木）第1回小川町総合振興計画審議会・第1回総合戦略推進会議 合同会議開催

- ・策定方針について
- ・基礎調査概要について
- ・人口ビジョンについて
- ・会議の公開について

平成27年 8月 1日（土）～ 2日（日）地区別懇談会開催

地 区 名：小 川 地 区（35行政区）参加者73名

大 河 地 区（ 9行政区）参加者24名

竹 沢 地 区（ 8行政区）参加者26名

ハ 和 田 地 区（13行政区）参加者35名

東 小 川 地 区（ 6行政区）参加者24名

みどりが丘地区（ 5行政区）参加者21名

平成27年 8月20日（木）第3回策定委員会・第6回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・町民意向について
- ・総合振興計画基本構想の構成について
- ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乗せ交付分）に係る実施計画について
- ・作業部会について

平成27年 8月26日（水）第2回小川町総合振興計画審議会・第2回総合戦略推進会議 合同会議開催

- ・総合振興計画・総合戦略に係る意見交換

平成27年 8月29日（土）出張座談会開催 （深田区民センター）

平成27年 9月13日（日）出張座談会開催 （中央公民館2階大会議室）

平成27年 9月15日（火）出張座談会開催 （図書館2階大会議室）

平成27年 9月17日（木）第4回策定委員会・第7回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・人口ビジョン（素案）について
- ・総合戦略骨子（案）について
- ・総合振興計画基本構想（素案）について

平成27年 9月17日（木）出張座談会開催 （みどりが丘自治会館）

平成27年 9月25日（金）出張座談会開催 （大塚地内）

平成27年10月 2日（金）第3回小川町総合振興計画審議会・第3回総合戦略推進会議合同会議開催

- ・人口ビジョン（案）について
- ・総合戦略（骨子）について
- ・総合振興計画基本構想（案）について

平成27年10月13日（火）第4回小川町総合振興計画審議会開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について

平成27年10月22日（木）第5回策定委員会・第8回総合戦略推進本部会議合同会議開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
 - ・総合戦略について
- 平成27年10月27日（火）第5回小川町総合振興計画審議会・第4回総合戦略推進会議合同会議開催
- ・総合戦略（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- 平成27年11月 4日（水）第4回作業部会（産業建設作業部会）
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・前期基本計画（素案）について
- 平成27年11月 5日（木）第4回作業部会（総務部会）、（厚生文教作業部会）
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・前期基本計画（素案）について
- 平成27年11月12日（木）第5回作業部会合同会議開催
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・前期基本計画（素案）について
 - ・国土利用計画（素案）について
- 平成27年11月20日（金）第6回策定委員会・第9回総合戦略推進本部会議合同会議開催
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
 - ・国土利用計画（案）について
- 平成27年11月26日（木）第6回小川町総合振興計画審議会開催
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
 - ・国土利用計画（案）について
- 平成27年12月 1日（火）第7回策定委員会
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
 - ・国土利用計画（案）について
- 平成27年12月 7日（月）第6回作業部会合同会議開催
- ・国土利用計画（素案）について
- 平成27年12月15日（火）第8回策定委員会
- ・総合振興計画基本構想（案）について
 - ・総合振興計画前期基本計画（案）について
 - ・国土利用計画（案）について
- 平成27年12月18日（金）第7回小川町総合振興計画審議会・第5回総合戦略推進会議合同会議開催
- ・総合戦略について
 - ・総合振興計画に係る答申（案）について
 - ・国土利用計画（案）について
- 平成27年12月22日（火）～平成28年 1月21日（木）パブリックコメント実施
- ・総合振興計画基本構想（案）

- ・総合振興計画前期基本計画（案）
- ・総合戦略（案）

平成27年12月28日（月）第9回策定委員会

- ・国土利用計画（案）について

平成28年 1月 7日（木）第8回小川町総合振興計画審議会開催

- ・国土利用計画に係る答申（案）について

平成28年 1月 8日（金）～平成28年 2月 7日（日）パブリックコメント実施

- ・国土利用計画（案）

平成28年 1月26日（火）国土利用計画（案）埼玉県庁 土地水政策課と調整

平成28年 2月16日（火）町議会で小川町第5次総合振興計画基本構想（案）を議決

平成28年 2月22日（月）小川町第4次国土利用計画（案）町長決裁

2 策定方針

※小川町第5次総合振興計画の策定方針に国土利用計画を位置づけています。

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 本町計画の経過

小川町では、平成18年3月に「小川町第4次総合振興計画」を策定し、“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像にまちづくりを進めており、平成18年12月にはホンダ寄居工場建設の発表を受け、関連企業等の誘致を図る必要性から基本構想の土地利用構想の一部を変更しました。また、平成23年3月には「後期基本計画」を策定し、「小川町第4次総合振興計画」の推進を図ってきました。

この10年間の中で、町内の大きな変化としては、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙ユネスコ無形文化遺産登録の実現などがありました。

町の人口問題については、第4次計画においても主要な課題としていましたが、人口減少傾向はその後も続き、平成22年国勢調査では32,913人となり、ピーク時の平成7年国勢調査人口37,822人から約5,000人減少しています。また、高齢化率は25.0%となり町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

平成23年3月の東日本大震災では、町内でも建物損壊が150件発生しており、防災に対する意識も高まっています。

バブル経済の崩壊とリーマンショックといわれる世界的経済不況に本町も大きな影響を受け、地域経済と町財政に大きな影を落としました。その後、経済はゆるやかな回復の兆しがみられますが、地方財政の三位一体の改革は、地方交付税の大幅な削減をもたらし、依然として厳しい財政運営を余儀なくされています。

(2) 国の動向

急激な人口減少、少子化、これまで経験したことのない異次元の高齢化の進展、巨大災害の切迫、インフラの老朽化、地球環境問題、ICTなどの技術革新といった時代潮流を踏まえ、国では、平成26年7月に“対流促進型国土の形成”をめざした「国土のグランドデザイン2050」を示しています。

また、全国的な人口減少の歯止めや東京圏への人口の過度の集中を是正するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』と『まち・ひと・しごと創生総合戦略』が策定されました。

これをうけ、本町においても、定住促進等を推進することを目的として、『地方人口ビジョン』と今後5か年間の施策の方向性を提示する『地方版総合戦略』の策定が求められています。

(3) 県の動向

埼玉県では、平成24年6月に「埼玉県5か年計画」を策定し、県の進むべき進路として「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」を掲げ、子育て、医療、介護、雇用、防災、人材育成、中小企業育成、農業の競争力強化、新エネルギー埼玉モデルの構築、みどりと川の再生といった12の戦略を掲げています。

(4) 計画策定の趣旨

新しい総合振興計画の3つの考え方をここに示します。

第一は、町の活性化です。第4次計画では計画の名称を「活気ある未来」とし、将来像である「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」の実現を目指してきました。新しい総合振興計画においても、こうした考え方を引き継ぎ、地域経済の活性化や町民の活動が盛んな活力ある地域づくりを進めます。

第二は、コンパクト化とネットワーク都市の形成です。人口減少、経済の低成長において、充実した住民サービスを提供していくためには、その提供範囲をコンパクトに保つつつ、連携を強化することによりサービスの効率化を図り、これまで同様、自立都市の形成を目指したまちづくりを進めます。

第三は、町民参画の推進です。厳しい財政状況の中で行政にできることには限界があります。このため、住民にできること、地域コミュニティにできること、企業にできることなど、町民総参加によるまちづくり、協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためのしくみを構築していくことが課題であり、第5次総合振興計画は、そのためのプログラムを示すものとします。

2 計画策定の視点

以下の視点をふまえつつ、計画の策定を行います。

(1) 時代潮流へ対応した計画づくり

急激な人口減少社会の到来や異次元の高齢化、巨大災害の切迫、インフラ施設の老朽化などといった時代潮流に対して、町としての適切な対応を図ります。

(2) 町民の視点での計画づくり

政策判断の寄りどころは町民生活の向上であり、一般住民や中学生アンケートに加え、高校生や事業者、転出入者へのアンケート調査、地区懇談会等を行うとともに、これら調査結果を踏まえながら、コミュニティ活動を担う多様な主体の形成、町民との協働によるまちづくりを重視します。

(3) 地域の資源・特色、人材を活かした計画づくり

周囲を美しい山々に囲まれ、市街地中央に清流を擁する本町は、ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙手漉和紙技術をはじめとし、歴史と伝統に恵まれ文化を育んできました。

これらの豊かな自然、歴史や文化をまちづくりにとり入れながら、新たな資源となる可能性のある農業の取り組みや自動車産業の立地を活かした計画づくりを進めます。

(4) 安全・安心のための計画づくり

人口減少に伴う地域課題や高齢化への対応、災害への備え、地球環境問題など安全に対する不安を解消し、安心感のあるまちをつくるための計画づくりを進めます。

(5) 積み残された課題への対応

第4次総合振興計画の進捗状況を踏まえ、積み残された課題等を明らかにしつつ、新たな課題への対応を検討します。

(6) 選択と集中に配慮した計画づくり

厳しい財政運営を余儀なくされる中で、広域施設も含め、これまで整備してきた多くの公共施設等が更新時期を迎えています。

こうした中で充実した住民サービスを提供していくためには、企業誘致をはじめとした地域の活力の維持と財源の確保、行財政改革の徹底を図るとともに、より効果の高く、実効性のある事業を選択し、限られた財源を集中することとします。

3 計画の構成・内容と期間

(1) 基本構想

基本構想は、10年後的小川町の姿を定め、その実現のための施策の大綱を示します。議会の議決を経て決定されます。

今回策定する基本構想では、選択と集中の考え方に基づいて、総花的な記述は極力避けるものとします。

(2) 基本計画

基本構想を具体化するため、施策を体系的に示すもので、前期及び後期各5か年の計画です。

さらに、町民参画の場面を想定し、各分野で取り組む内容を検討します。

同時に作成する「地方版総合戦略」や「都市計画マスターplan」、「地域公共交通網形成計画」との整合にも配慮します。

(3) 実施計画

基本計画の施策を実施するために3か年の財源を明らかにするものです。ローリング方式により、毎年見直します。

4 計画策定の体制

(1) 町民参画の体制

町民参画の体制として、審議会、地区懇談会、アンケート調査などを実施します。

(2) 庁内体制

課長等による策定委員会、主幹・主席主査による作業部会を設置し、策定作業を進めます。

5 策定スケジュール

平成26年度からアンケート調査等を実施し、平成27年12月議会において基本構想の議決を経て、第5次総合振興計画全体を決定します。

平成26年度 町民アンケート調査の実施

平成27年度 策定方針の決定

町民参加の実施

基礎調査の実施

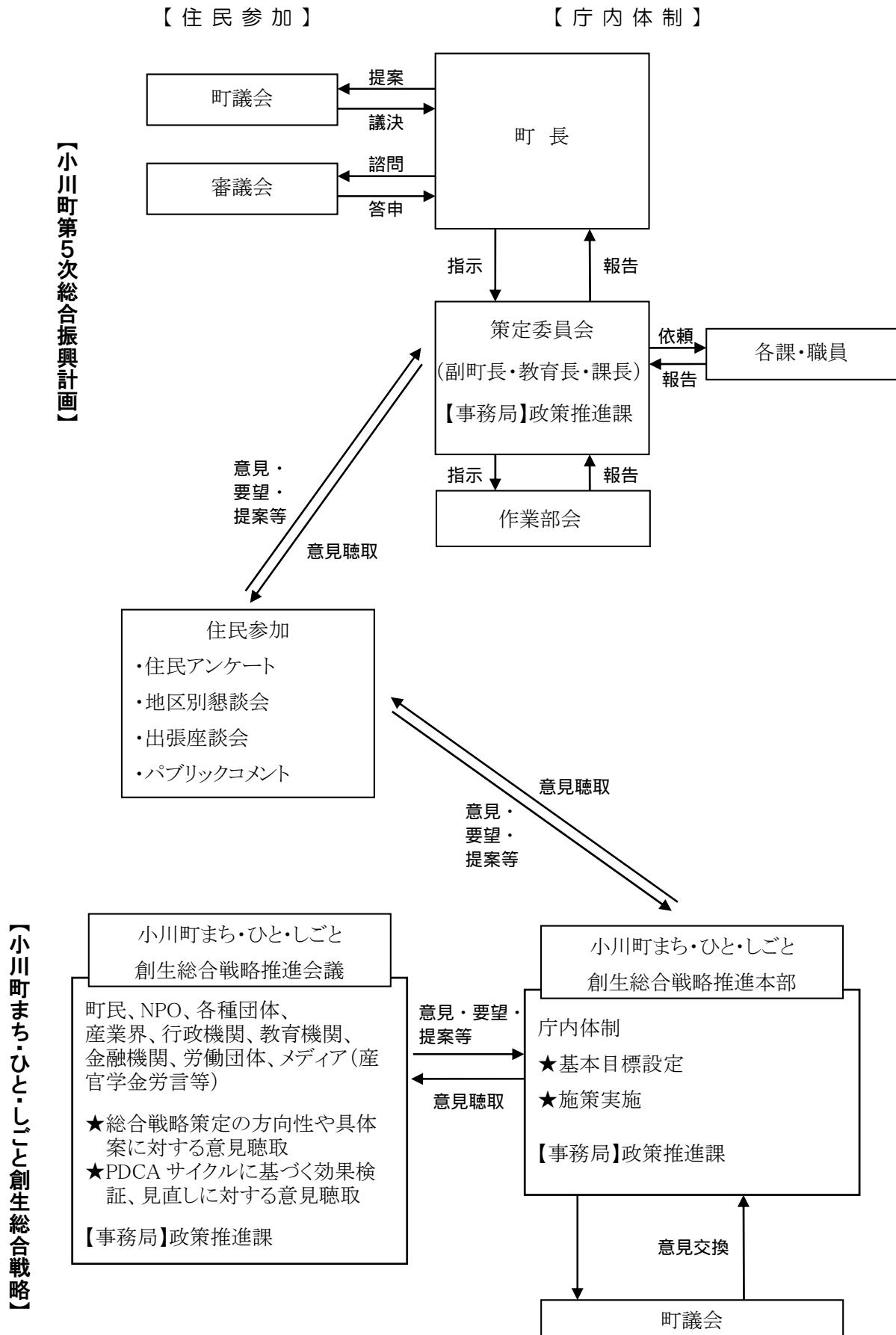
基本構想案、基本計画案、実施計画案の作成
基本構想議決（平成 27 年 12 月）
平成 28 年度～ 計画の実施

6 国土利用計画の策定

第 5 次総合振興計画の策定にあわせて、第 4 次国土利用計画を策定します。
なお、土地利用を数量的に明らかにするものであることから、基本構想の土地利用構想検討にあわせて基礎的データの収集を行います。

【参考】策定体制

※小川町第5次総合振興計画と同様の策定体制です。



3 総合振興計画審議会

※小川町第4次国土利用計画の策定については、小川町総合振興計画審議会に諮問しました。

(1) 小川町総合振興計画審議会条例

(昭和 59 年 6 月 21 日)
条 例 第 11 号
改正 平成 17 年 6 月 13 日条例第 17 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定に関する基本的事項について審議するため、小川町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

(1) 町内の公共的団体等の代表者 7人

(2) 知識経験を有する者 9人

(3) 町民の代表者(前2号に掲げる者を除く。) 4人

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合振興計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

小川町第5次総合振興計画審議会委員名簿

平成27年 9月18日現在

No.	号	氏 名	役 職 等
1	1号委員	小久保 文 雄	小川町商工会長
2	1号委員	佐 藤 守 朗	埼玉中央農業協同組合理事
3	1号委員	山 岸 幸 男	小川町区長会会長
4	1号委員	江 原 隆 二	比企西部地区労働組合協議会長
5	1号委員	村 上 紀 子	小川町民生・児童委員協議会長
6	1号委員	岸 田 直 幸	小川町社会福祉協議会事務局次長
7	1号委員	柳 瀬 安 代	小川保育園保護者会長
8	2号委員	鈴 木 健 史	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所長
9	2号委員	斎 藤 透	埼玉県寄居林業事務所長
10	2号委員	角 田 敏 夫	小川警察署長
11	2号委員	山 口 明 夫	小川消防署長
12	2号委員	瀬 川 豊	医師
13	2号委員	松 本 正 生	埼玉大学社会調査研究センター長（経済学部 教授）
14	2号委員	吉 田 稔	文化財保護委員会委員長
15	2号委員	服 部 昌 史	NPO法人 たすけあいほっとライフ小川代表
16	2号委員	安 藤 和 広	NPO法人 霜里学校代表
17	3号委員	大 塚 賴 司	公募
18	3号委員	柿 間 栄 二	公募
19	3号委員	曾 根 美栄子	公募
20	3号委員	高 橋 功 人	公募

1号委員 公共的団体等の代表

2号委員 知識経験を有する者

3号委員 公募

(3) 諒問文

小政第88860号
平成27年7月30日

小川町総合振興計画審議会
会長 小久保文雄様

小川町長 松本恒夫

小川町第5次総合振興計画及び第4次国土利用計画について（諒問）

このことについて、小川町総合振興計画審議会条例（昭和59年小川町条例第11号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を下記のとおり求めます。

記

1 諒問内容

小川町第5次総合振興計画及び第4次国土利用計画の策定に関する審議

2 諒問理由

本町では、平成18年3月に“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像に「小川町第4次総合振興計画」を策定し、同年12月にはホンダ寄居工場建設の発表を受け、関連企業等の誘致を図る必要性から基本構想の土地利用構想の一部を変更してまちづくりを進めてまいりました。

この第4次総合振興計画の計画期間が、平成27年度をもって終了いたします。

この10年間の中で、町内大きな変化は、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙ユネスコ無形文化遺産登録の実現などがありました。

町の人口問題については、第4次総合振興計画においても主要な課題としていましたが、その後も人口減少と少子高齢化は進展しており、時代の潮流に対応した行政運営が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災を契機とした新たな防災対策や環境問題など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

経済はゆるやかな回復の兆しがみられますが、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、行財政改革をより一層推進し、本町の魅力ある地域資源を活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり魅力ある持続可能なまちづくりに取り組むため、「小川町第5次総合振興計画」の策定に関して貴審議会に諒問し、ご意見ご提言を伺うものです。

(4) 答申文

平成28年1月7日

小川町長 松 本 恒 夫 様

小川町総合振興計画審議会
会 長 小久保 文 雄

小川町第4次国土利用計画案について（答申）

平成27年7月30日付け小政第88860号で諮問のあった、小川町第4次国土利用計画案について、下記のとおり答申します。

記

答申

小川町では、「小川町第3次国土利用計画」策定後、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙手漉和紙技術のユネスコ無形文化遺産登録などがありました。人口問題は深刻化しつつあり、今後は、こうした町の変化や人口減少社会に適応したまちづくりが求められることを念頭に、住みよい環境づくりに努め、活力ある地域づくりを目指す必要があります。

本審議会は、小川町第4次国土利用計画案について慎重に審議を行った結果、原案を適当と認め答申といたします。

4 策定委員会

(1) 策定委員会設置要綱

小川町国土利用計画策定委員会設置要綱

(平成27年6月12日)
訓令第9号

(設置)

第1条 小川町国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）を策定するための府内体制として、国土利用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、国土利用計画の策定及び変更に関する検討及び総合調整を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員には、課長の職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員長が認めたときは、関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会に、各種資料の調査分析や計画素案を検討するため、国土利用計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する者とする。

4 部会長は、部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 部会の議長は、部会長をもって充てる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月12日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

総合振興計画・国土利用計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	職 名	氏 名	備 考
1	委員長	副町長	福田 弘昌	
2	副委員長	教育長	小林 和夫	
3	委員	総務課長	尾崎 俊昭	
4	委員	政策推進課長	山崎 浩司	
5	委員	税務課長	村田 勇	
6	委員	町民生活課長	小澤 孝	
7	委員	福祉介護課長	鷹野 啓文	
8	委員	健康増進課長	荒井 常治	
9	委員	子育て支援課長	岡部 克美	
10	委員	環境保全課長	山岸 俊男	
11	委員	産業観光課長	飯野 豊司	
12	委員	建設課長	嶋田 憲男	
13	委員	都市政策課長	大野 義行	
14	委員	水道課長	岸野 敏彦	
15	委員	会計課長	坂田 洋子	
16	委員	学校教育課長	河野 康雄	
17	委員	生涯学習課長	櫻井 広	
18	委員	議会事務局長	塚越 幹也	
19	委員	小川町社会福祉協議会事務局長	高橋 利郎	
20	委員	小川地区衛生組合事務局長	関根 健之	
21	事務局	政策推進課主幹	矢島 富男	
22	事務局	政策推進課主席主査	粟生田 寿彦	
23	事務局	政策推進課主任	石川 俊一	

(3) 作業部会名簿

部会名	課名	職名 (主幹級または主席級)	氏名
総務部会	総務課	主 幹	岩田 幸夫
	政策推進課	主 幹	新井 章 ◎
	税務課	主 幹	柏盛 武昭 ○
	会計課	主席主査	大川 君子
	議会事務局	次長(主席主査)	山本 嘉彦
産業建設部会	環境保全課	主 幹	平田 和久
	産業観光課	主 幹	保田 義治 ◎
	建設課	主 幹	恩田 勇 ○
	都市政策課	主席主査	武川 悟
	水道課	主席主査	岡部 孝一
厚生文教部会	町民生活課	主 幹	寺山 富子 ◎
	福祉介護課	主 幹	岸 栄子
	健康増進課	主 幹	護守 一夫 ○
	子育て支援課	主 幹	田嶋 明美
	学校教育課	主 幹	青木 雅己
	生涯学習課	主席主査	今井 武
△	事務局(政策推進課)	主 幹	矢島 富男
	事務局(政策推進課)	主席主査	栗生田 寿彦
	事務局(政策推進課)	主 任	石川 俊一

※◎は部会長、○は副部会長

小川町第4次国土利用計画

平成 28 年 3 月

発行：小川町

編集：小川町政策推進課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

TEL 0493-72-1221 FAX 0493-74-2920